

令和7年9月9日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局次長	野村	美幸
主任	古賀	真知子
記	田中	浩章
書記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	簗原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	城後 慎一
未来創造戦略室長	丸山 隆
総務部長	坂田 智子
企画部長	田中 和己
市民部長	牛島 新五
健康福祉部長	平 武文
建設経済部長	山口 幸彦
教育部長	馬場 浩義
総務課長	清水 正行
人事課長	古村 和弘
財政課長	鵜木 英希
防災安全課長	毛利 昭夫
D X推進室長	(清水正行)
定住対策課長	松本 伸一
観光振興課長	持丸 弘
商工・企業誘致課長	隈本 興樹
税務課長	田代 秀明
子育て支援課長	末崎 聰
健康推進課長	末廣 英子
介護長寿課長	前田 加代子
農業振興課長	栗原 勝久
林業振興課長	月足 和憲
第一整備室長	堤 辰幸
第二整備室長	轟 研作
学校教育課長	高巣 雅彦
教育指導課長	靄 拓也
文化振興課長	片山 あづさ

議事日程第3号

令和7年9月9日（火）開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

（質問の順序）

- 1 服 部 良 一 議員
 - 2 森 茂 生 議員
 - 3 川 口 堅 志 議員
 - 4 牛 島 孝 之 議員
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問2日目でございます。本日も最後までよろしくお願ひいたします。

お知らせいたします。森茂生議員、牛島孝之議員要求の資料を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承ください。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。15番服部良一議員の質問を許します。

○15番（服部良一君）

改めておはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

戦後80年を迎え、私ごとであります。今年の孫の夏休みには広島平和記念資料館へ行き、お参りをしてまいりました。孫の勉強のつもりで行ったんですが、私も改めて戦争の悲惨さを感じて帰ってきました。戦争で亡くなられた全ての方に対し、御冥福をお祈りいたします。

そして、国外では今もなお戦争が行われている国があります。戦争では一人たりとも幸せ

を得ることはない、つらい悲しみしか残らないということを日本国から発信していかなければならぬと、80年の節目に深く思いました。

さて、今日通告いたしました質問を順次質問させていただきます。

それでは、通告順に質問いたします。

1項目め、空き家対策について、空き家関係担当課にそれぞれ質問いたします。

内容は、特別措置法とはという内容、それから、空き家バンクの近況、それから、空き家を利用する会社等との連携は考えたことがあるのか、空き家にしないための対策や持家を処分したいときの相談を受ける担当部署が必要ではないかということを質問いたします。

2項目めは、学校に登校しづらくなっている児童生徒について、タブレットの活用についてと、それから、不登校になりそうな兆候のある児童生徒に対して現在の取組はということでお尋ねします。

また、タブレットに関しましては、タブレットを用いて授業の効果はどんなものか、タブレットの端末を用いて不登校兆候のある児童生徒、既に不登校の児童生徒に対してオンラインで授業や対話はできないか、オンラインで学べる通信制の学校について調査したことはあるのかということで質問いたします。

以上、あとは質問席にて質問しますので、よろしくお願いします。

○市長（簗原悠太朗君）

皆様、改めましておはようございます。一般質問2日目もどうぞよろしくお願ひいたします。

15番服部良一議員の一般質問にお答えいたします。

1の空き家対策について、(1)空家等対策の推進に関する特別措置法とはというお尋ねでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等への対応を中心に、制度的措置を講じるため、平成27年5月26日に施行されました。

その後、特定空家等になる前の段階からの対策を充実させる必要性から、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されました。空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除却等の3本の柱で、総合的に対策を強化することを目的とした内容となっております。

(2)空き家バンクの状況についてのお尋ねでございます。

八女市の空き家バンク事業は平成23年度から事業を開始しており、令和6年度末までに利用登録者数は779名、物件登録数は219件、成約数は126件となっております。また、ホームページ上で常時20件を超える物件を公開して情報発信を行い、利用登録者とのマッチングを

支援することで空き家の有効活用を推進しております。

(3) 空き家を利活用する会社等との連携は考えたことがあるかというお尋ねでございます。

八女市の空き家バンク事業においては、空き家を利活用した移住希望者などへの住宅の確保を円滑にすることで、活力ある地域づくりに寄与することを目的に、市内の不動産業者による協力業者会と連携して事業を行っております。今後、予想される社会情勢の変化や多様なニーズに対応するため、専門的な知識と経験を持つ団体等との連携を強化していきたいと考えております。

(4) 空き家にしないための対策や持家を処分したい市民から相談を受ける担当部署が必要ではないかというお尋ねでございます。

空き家の問題は、発生から利活用、解体、除却と、解決するまで長期にわたる場合があります。その過程においては、対応する窓口が分散しているのが現状でございます。今後、窓口のワンストップ化に向けた組織の在り方について検討してまいります。

2の学校に登校しづらくなっている児童生徒について、タブレット活用については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

15番服部良一議員の一般質問にお答えします。

2、学校に登校しづらくなっている児童生徒について、タブレット活用について、(1)不登校児童生徒、不登校になりそうな兆候のある児童生徒に対しての現在の取組はについてでございます。

八女市においても、全国的な傾向と同様に、不登校児童生徒の数が増加しております。学校職員をはじめ、学校に配置しているスクールカウンセラーや教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが不登校の兆候を感じたらできる限り早期に支援を行うなど、不登校の未然防止が重要であると認識しております。また、居場所づくりをはじめとした不登校児童生徒と社会とのつながりを維持する取組を行っております。

(2) タブレット端末を用いて行う授業の効果はについてでございます。

タブレットを活用した授業では、単に情報を知るだけでなく、タブレットを使って情報を探し、比較し、整理し、発信するという一連のプロセスを体験できます。これは情報活用能力や情報リテラシーを養う上で非常に重要でございます。また、アイデアを共有したり、共同で資料を作成したりすることが容易になります。個人の意見を集約することで、より活発な議論が生まれ、協働して課題を解決する力を育むことができます。

(3) タブレット端末を用いて、不登校、または不登校になりそうな兆候のある児童生徒とのオンライン授業や対話はできないかについてでございます。

八女市では現在、タブレットの持ち帰りや不登校児童生徒の学習への活用を推奨しており、昨年度は授業配信を行った事例があります。また、オンラインで大学生と話したり、勉強したりできる福岡県教育委員会のICT活用型不登校児童生徒支援事業の周知に努めています。

(4) オンラインで学べる通信制の学校についてでございます。

通信制の高校をはじめ、不登校児童生徒のためのオンラインフリースクールなど、様々ございます。八女市教育委員会でも、インターネット上の仮想空間を活用した支援策などについて調査研究を行っております。

以上、答弁申し上げます。

○15番（服部良一君）

市長の答弁の中にワンストップという言葉が出ましたので、大体今日の私の質問の最終形がその辺りになるはずなんですけれども、最初に言われましたので、そこの辺りを少し深掘りしてお話ししたいと思います。

これは皆さん御存じかとは思いますが、本来ならタブレットに配信しとったほうがいいかもしれませんでしたけれども、八女市空家等対策計画というのが、これは執行部はお持ちですね。平成31年3月策定、令和6年4月に改定されているものです。この29ページに機構改革の機構を図面にしたようなものが書かれております。一番上に相談窓口と書いて、防災安全課があります。どんと防災安全課があって、言い方はどうかと思いますが、その傘下に8課あります。防災安全課を含めますと9課です。これが何かというと、空き家対策のプロジェクトチームなんでしょうね。企画政策課、定住対策課、税務課、環境課、建設課、第一・第二整備室、学校教育課、文化振興課、私はこがしこ質問ば課にせんじやろうかとこれば見たとき思いましたが、よくよく中身を見てみると、今日の質問の中には3課ほどでいいような気がしましたので、この中から3課だけ拾い上げて質問をいたします。もちろん防災安全課が中心になるかとは思いますが、企画振興課のほうにもウエートは置きたいと思います。

それで、空家等対策の推進に関する特別措置法とはどういうものかというのを、大体これは一言で言えんような気がします。というのが、文化振興課は文化振興課の立場というのがあります。それから、やはり防災安全課は防災安全課の立場があります。それを一まとめに一言で措置法と片づけられない部分がよくよく読むとあるようです。ですから、これを3課言います。

まずは文化振興課に空家等対策の推進に関する特別措置法とはどういうものかというのを説明していただきたい。その次に、企画振興課にお願いして、最後に防災安全課ということで質問いたしたいと思います。同じことが繰り返されるなら、それはそれでも構わないと思

いますが、私は若干ニュアンス的に違う部分があるような気がします。よろしいですか。文化振興課のほうからお願ひしたいと思います。ない。（「措置法に関して……」と呼ぶ者あり）後で。では、企画振興課からお願ひします。

○議長（橋本正敏君）

今、企画振興課という課がない。企画政策課です。

○15番（服部良一君）続

すみません、ここには企画政策課と書いてあっですね。企画政策課。定住対策課でもいい。

○議長（橋本正敏君）

定住対策課でよろしいですか。

○15番（服部良一君）続

よろしいですか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

空家等対策推進特別措置法でございますけれども、この措置法に関しましては平成27年5月26日に施行されました。この当時につきましては、緊急性を鑑みて、倒壊の危険がある家屋についてのみ措置が行われた法律でございました。その後に空き家の件数は一向に減ることなく増え続けていったということで、令和5年12月に新しく改正をなされた法律でございます。

この法律が改正された内容につきましては、要約いたしますと、活用の拡大、それから、管理の確保、それから、特定空家等の除却等につきまして、先ほど市長答弁にございましたとおり、総合的な対策を強化するという目的で施行された法律でございます。より早い段階で空き家の発生を抑制しながら、管理、それから、活用を促進するという、言わば予防というところに重きを置いた改正内容となっているものでございます。

定住対策課といたしましては、後から空き家バンクの話がございますけれども、空き家バンク事業を行っておりまして、防災安全課と関連しながらやっているところでございます。

今現在、全国には349万戸の空き家が存在するという状況でございまして、20年前と比較しますと1.9倍に増加した傾向でございます。7割以上が木造の一戸建て住宅ということでございまして、腐朽、それから、破損があるものが100万戸ほどございますけれども、簡単な手直しをすれば、まだまだ再利用できるというものが多数ある状況でございます。高度成長期時代に建てられた物件が4分の3ほどございまして、そういった物件が今現在空き家となって存在している状況でございます。

多額な手直し費用を出して、それを貸家物件とする方がなかなかおられない状況でございまして、我々定住対策課の空き家バンク事業としましても、なかなか手をこまねいている状

況でございます。しかしながら、法律が改正されまして、活用の拡大というところに重きを置いておりますので、我々定住対策課としましては、今まで以上に一歩踏み込んだアウトリーチ的な啓発に努めていかなければならないと感じているところでございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

準備いいですか。そんなら、文化振興課に。

○文化振興課長（片山あづさ君）

御説明します。

先ほどの特別措置法なんですけれども、重要伝統的建造物群保存地区の特定空家におきましても、この特別措置法というのは適用されるものと思っております。

管理不全の空き家として勧告されたら、当然、同じような措置を受けることにはなりますけれども、現在、伝建地区におきましても空き家の問題というのは重要な問題と捉えております。ただ、今、担当課としまして空き家の情報というのは完全に把握できていない状況でございます。実際、情報提供であるとか、それから、相談があったときというのは個別に対応しているんですけども、やはりそのときにはかなり傷んでいる状態になっているというのが多々見受けられますので、今後は定期的な巡回などで空き家の状況を把握しながら、それから、建物だけでなく、敷地や周辺環境の影響、管理などもございますので、関係課と連携を取りながら積極的に働きかけていくことが必要と考えております。

以上です。

○15番（服部良一君）

最後に、防災安全課、よかですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

令和5年12月13日に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律は、先ほど市長から答弁がございましたように、空き家等の活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本の柱で総合的に対策を強化することを目的とした内容となっております。

その中で、管理の確保につきましては、主なものとしましては、放置すれば特定空家となるおそれがある管理不全空家に対しまして、市町村は国の管理指針に即した措置を指導、勧告できるようになる。それから、特定空家の除却等では、市町村が特定空家への措置を円滑にできるようにするために、緊急時において除却等が必要な特定空家に対して命令等の手続を経ずに代執行が可能となる、以上のような内容が今回の法の一部改正で示されておる内容でございます。

今回、法が改正されたことを踏まえまして、空き家の活用拡大、それから、管理確保などへの対応について、関係部局で連携して進めていく必要があると防災安全課としては認識をしております。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

ありがとうございます。

聞いている人はなかなか難しいと思うんですけど、これは令和5年法律第50号、令和5年に法改正されたものです。簡単に言いますと、空き家が発生しますね。そしたら、空き家の発生した時点から1年間以上管理不全、全然管理していない、住んでいないし、人も出入りしていない、そういう物件に関しては、自治体から管理してくださいよと指導ができる。そして、それに従わなかった場合は、管理不全空家という認定を自治体が出せる。それは悪化防止のためですよね。隣近所にも迷惑がかかるし、そういうことを伝えることができる。そして、それにまた従わない場合は特定空家と認定できる。

この特定空家と認定された場合は、この持ち主も大変不利益になります。よく言いますよね、家が建つと税金が安いけど、家を崩して平地にすると6倍になったげなばいと。それは6倍になったじゃなくて、税金の措置がなくなるから、その部分がなくなると、例えば、10千円払っているところは60千円になるわけです。しかし、この特定空家は無条件で、家が建つと建ってなかろうと、朽ちかけようと何しようと、措置が受けられなくなりますので、6分の1の特例がなくなるということで、一般論でいえば税金が高くなるということになります。ですから、これを一般の方は知らないと思うんですよ。

ですから、空き家になってから、所在が分からなくなってしまった人たちにはどんなふうにして税金を取るんですか、もしくはその1年以上たっている空き家を放っておるんですか、その辺を聞きたいんです。特定空家と認定したことはありますか。1年以上の管理不全ということを認定したことはありますか。それを聞きたいんですが、これは誰に聞いたがいいんですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市ではこれまで3件を特定空家に認定し、助言、指導、勧告、命令等を行っておりますが、その後、所有者等が解体された空き家などもあるため、現在、認定している特定空家は1件でございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

同僚議員もみんな知つると思いますけど、10年とか、五、六年とか、全然住んでいない

空き家同然になっているところは何件もありますよ。だから、それは調査していないということになります。御本人たちは管理していないわけなんんですけど、市役所としての仕事は、この空家等対策特別措置法ができている。これは令和5年に改正されておるわけでしょう。ということは、それからは少なくとも調査はやっておかなければ、税収問題ば言うたら、八女市空家等対策計画の中にも税務課は入っていますけど、このことにも私は質問せやんごとなりますけど、調査していないということは税収の問題にも関係してきますよ。何年も放置している物件はばさらありますよ。なのに、1件しか今までしていないということは、ちょっとそれはやっていないのではないかと勘ぐるしかないと思います。

これは伝建の建物もそうなんです。伝建を修理するときには、伝建だ、保存せないかん、推進せないかんといって一生懸命税金も出して、それから、本人もお金をしてせっかく修理したのに、誰も住んでいない。草ぼうぼうになってしまっている。その物件も知っています。恐らく市長も知っています。見てあると思います。1年以上も何年も放置されている。そんなのもあるんですよ。ですが、それはやっていない。なぜやっていないのか、これは不思議です。法律で調べていいということが令和5年につくられているわけですから、それはやらないかんとやないですか。これは誰がお答えされるんですかね。税務課じやなかけんで、また防災安全課ですか、副市長ですか。これはどげんですか。びっくりされとるばってん。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

防災安全課では放置された空き家や敷地内の雑草の繁茂等の適正管理について、所有者等に直接面会や、遠方の方には電話、文書等で指導を行っておるところでございます。その後、継続して適正管理を強く促しても全く改善されない案件で、空き家の管理指針や特定空家等の基準に該当する空き家については、状況に応じて管理不全空家や特定空家に認定するなど、空家等対策特別措置法に基づく対応を進めることとなります。令和6年度は空き家の適正管理や除却促進事業など、各支所と連携しまして、120件の対応を行っているところでございます。

ただ、今回、服部議員がおっしゃいますように、空家等対策特別措置法が一部改正されたことを踏まえまして、空き家の活用拡大、それから、管理の確保などの対応について関係部局と連携して調査も含めて進めていく必要があると認識をしておるところでございます。

○15番（服部良一君）

ちょっと時間もないんで、先に行きます。

空き家バンクについて質問いたします。

先ほど市長も言われたとおり、始まって十数年たっておりますが、今まで何件——先ほど言いましたね。じゃ、ここ3年ぐらいで何件ぐらい成約したでしょうか。分かる範囲でいい

です。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

これは令和6年度末現在の状況でございます。成約件数でございますが、令和4年度が成約件数20件、それから、令和5年度11件、令和6年度は12件でございます。

これは平成23年度から、合併後、間もなくスタートしたわけなんすけれども、合併して5年から10年ぐらいの間は1桁台でございましたけれども、平成30年度からは10件以上の成約に結びついている状況でございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

思ったより多かったので、安心しました。

しかし、前も質問したんですが、2年前でしたか、10月から3月までの間に4人の人が空き家を紹介してくださいということで来られて、私は3件しか紹介できなくて、1人の人は知り合いの人に紹介していただきましたが、その物件は4件とも全部空き家バンクに登録していなかつたし、持ち主の方も空き家バンクという制度があるのも知らない方たちが貸していただいたんですね。ですから、お客様のニーズに合わせるならば、件数は余計登録していただくほうが成約率もまた上がるんじゃないかと私は思うわけですね。2人のお客様から聞いたら、ホームページを開いて空き家バンクを見ましたと。ところが、自分に合う物件がなかったと。1人の人は、農業したいから母屋と小屋がついている物件が欲しいと。しかし、空き家バンクにはそういうちょうどいいのがないということでした。もう一人の人は工房をしたいので、工場みたいなところじゃなくて、ちょっと広めの部屋があるような物件が欲しいということでしたが、空き家バンクになかったということでした。ですから、やっぱり物件は余計登録していただくようにしないと、お客様たちは千差万別、いろんなニーズを持ってあるから、弾はやっぱり余計持つとったほうがいいという気がします。

そこで、文化財の問題もあるんです。数日前、近くの伝建で改修している家なんですけれども、この持ち主の方は借手があるならば借りてほしいと言われたんですけど、空き家バンクを知らっしゃれんわけですね。ですから、文化振興課は文化振興課で動いてある、空き家バンクは空き家バンクで動く、防災安全課は防災安全課で動く、こうやってばらばらなんですよ。ですから、ニーズがあるのに、そこに家があるのに、それは伝建のほうですから伝建のほうに任せときましょう、これは防災安全課の部分ですから防災安全課に任せとこう、そういうふうに分散しているから、空き家バンクでの登録数を上げたいのに上がらない。そして、知らっしゃれん人たちも多い。私はそこら辺が少し亀裂があるんじゃないかなという気がします。

これに関してはあんまり時間を取りたくありませんけれども、これはどうですか、機構改革にも後でまた関係しますけど、副市長はどう思いますか、今の感じ。空き家に関してが一つ一つばらばらなんですよね。何か思いますが。何も思わっしゃれんなら、もう立たっしゃれんといいばってん、何か思わっしゃるんなら何か言うてください。（発言する者あり）よかですか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

空き家がそれぞれ各課所管で動きがばらばらということの実態としては、そういう御指摘の部分は確かにあるのだろうと思っています。しかし、それが専門性を持って業務を遂行する中で、やはり一定の専門的制度を行使するという場面がございますので、結果的にそういう状態になっています。ですので、その連携をどう取るか、いわゆる空き家を抱えて問題を持っている方をどう活用する空き家バンクにつなげるか、そういう仕組みが必要だという御指摘だと思いますので、その辺をどう強化していくかというのはしっかりと考えていかないかんと思っています。

それから、先ほど特定空家の件数が非常に少ないという御指摘をいただきましたけれども、特定空家というのは、空き家の状態ですぐ認定するということではなくて、やっぱり行政処分ですので、それぞれのまずは清掃、それから、除却、関係者への打診、そういうプロセスを経て、最終的にはどうしても改善できないときに審議会に諮って、じゃ、そういう処分をしなさいという、いわゆる権限を与えていただいてしているということもございますので、実態的にはそういうことだろうと。しかしながら、法改正で予防という観点が出ましたので、その辺はもっと柔軟にしていくべきだろうと、しっかり考えないかんと思っています。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

副市長の気持ちも分かりましたが、私が言いたいのは違うんです。まず、調査に入っていないじゃないですか。まだそれは特定空家に認定するまでにはそういう手法があるかもしれませんよ。しかし、何年も空いとつですよ。だったら、そこに入っとかにやいかんちゃないですか。ばってん、入っていないわけですよ。だから、動きがないということを言いたいわけです。

それは分かりますよ、空き家になったからとすぐ入っちゃでけんぐらいは。しかし、誰が見てもそんなになっとるのが分かつとる家がいっぱいあるわけでしょう。それに相談もしていない——相談してみると、自信持って言わっしゃるなら、私がすみませんと言いますけど、恐らくそれはかなりの数のそういう物件があるから、していないと私は思います。

ですから、それをやろうと思うか思わないかの話でしょう。ですから、そういうチームを

つくるなら、そこまで深入りする、踏み込むようなことをやっていかないと、これはあれですよ、国がつくつとるわけでしょう。だったら、やっぱりそれはやっていかにやいかんとやないですかね。先ほどの話じやねえばってん、税収の話まで持ち出さやんごとなってしましますから、よろしくお願ひします。

ちょっと時間が過ぎて、教育のほうにも行かないかんから、最後、防災安全課のほうに行きます。

所有者の適切な管理指導、それから、空き家の再利用、あるいは跡地の利活用説明、それから、特定空家になると所有者の不利益が増していく、先ほど私も言いました部分であろうかと思います。この空家等対策特別措置法のことを周知することは今までやったことはありますか。ないなら、今後やっていかねばならないと私は思いますけど、どのようにお考えでしょうか。どこか、担当課は。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

令和5年に改正されました空家等対策特別措置法の一部改正に限定した周知は行っておりませんが、定住対策課と連携しまして作成しました八女市空き家の手引きを令和6年11月に発行しまして、空き家の活用や適正管理などについて周知を図っておるところでございます。

ただ、議員おっしゃいますように、法の一部改正を御存じない市民の皆様も多くおられると思いますので、今後とも関係各課と連携して周知も図っていきたいと思っております。

○15番（服部良一君）

市民の人たちが一番気になるところは、そげん認定されたら税金がどうなるのかというところが一番と思うんですよね。ですから、知らなかつたということになって、認定されてしまつて高くなると、多分、市長はやかまし言われらっしゃるわけですよ、そうなると。だから、ちゃんと周知ばしといつて、こうだったです、ああだったです。

それからもう一つは、空き家の所有者の所在が分かっておるなら、やっぱり連絡を取る方法をつくつて、こうこうこうなつて、あと1年後ぐらいには調査に入りますよと、認定された場合はこうなりますからという説明は、本人たちが知つておかないと、税金はやっぱり払いたくないんじやないかなという気がします。高いですもんね。税金がいきなり6倍になると高く感じます。元に戻るだけですが、高く感じますので、その辺りはよく考えながら、もし機構を作成するなり、どこかとどこかの課が一緒になつてタッグを組むなり、それをするときには、特定空家のこと、空き家等対策特別措置法に関してはよく念頭に置いてからつくれたほうが私はいいと思います。よろしくお願ひします。

それから、市長にお伺いしますが、見分の広いお方ですので知つてあると思いますが、企業ですね、いろいろあるようです。市から買い取つて、それを自分たちでリフォームして売

却する、それから、買い取って賃貸をする会社もあるようです。それから、近くでは竹田市は、〇〇会社の人たちを何とか特別委員に選定して、市役所と一緒に空き家問題を解決する。要するにリフォームしてから売るのか、リフォームして貸し出すのか、そういう調査も、特定空家に関しての調査も同じですけれども、そういう専門にしている企業と一緒にやっていくことをしている自治体もあるようですが、市長、御存じでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

御指摘いただいた竹田市の例をはじめ、他自治体において、例えば、民間の活力を活用するですか、自治体として委員を任命するといったような形で民間の委員の知見を活用するですか、そういった事例については我々としても日々研究しながら参考にしているところでございます。

以上です。

○15番（服部良一君）

そういうお考えでおられるなら安心しました。よろしくお願いします。

時間も少なくなりましたので急ぎますけれども、小樽市の空き家ガイドブックというのを入手しました。これを全部読んでいきました。そしたら、一番最初の見出しの次に来る項目は、発生予防についてというのが一番先に来ます。発生予防、要するに空き家になる前に立ち入るということなんですね。それはどうして情報を得るかというと、やっぱり行政区長さんたちからの情報とか、民生委員さんたちからの情報、もしくは地域の人たちの情報ですたいね、そういうのをいち早く取って、市役所がそういうところには相談に行きますよという市の雰囲気をつくってあるんでしょうね。一番最初に、発生予防について、調べる、登録、話し合う、片づける、任せる、相談しようと手順をずっと書いてあります。

それから、総務文教常任委員会で2年前に調査を行ったのも全く変わりません。倉敷です。倉敷も空き家になってからの問題解決よりも、空き家になる前にその問題を解決したほうが手っ取り早いと。しかも、問題が少なくなると。要するにその人たちが考えながら空き家に、要するに引っ越す場合には考えて空き家処理をしていかれると。もしくはこれは家は崩していったほうがいいぞというなら取り壊していかれる、賃貸していったほうがいいというなら1年前ぐらいから賃貸の準備をしながらやるということで、まず、その人たちに、ちょっと失礼な話のようですけれども、それが浸透しているんでしょうね。倉敷も美観地区も関係しているのもありますけれども、やっぱり空き家になってしまって何年もたって、ひょっとすると所有者さえ見つけ出さないかんという状況になるよりも、そこにまだ住んであるときに、そういう方たちにこういうお話を聞きましたがという入り方をしてあるのかどうかはよく分かりません。勉強不足ですが、空き家になる前に予防をするということをやっていらっしゃ

る自治体が既にあるんです。

それだけ全国的な社会問題になっているわけですから、八女市もこれから先、その辺りはちょっと考えていったほうが、私はどんどんまた空き家が増えていくと思いますよ。旧八女市もないようですが、よく見ると倒れている家も見受けられるでしょう。それから、空き家になっている家もありますよね。東部ばかりじゃないです。もちろん東部が一番多いと思いますけど。そういうことで、どんどんまだ増えると思います。ですから、その辺りを考えていきましょうよということあります。

いかがでしょうか、今の先立って入るということはできますか。考えられないなら、私は夢物語ばここで話しよるごたつことになりますけど、どうでしょうか、そんなことはできそうですか、前置きの予防策というのは。市長がお答えになりますか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今御提案いただいた空き家の発生予防、そういった取組は何らかの形で市としてできることはあると思います。私も今御指摘いただいたような取組は非常に大事かなと今お話を聞きながら思いまして、まず一般論として、空き家、住居というのは、やはり人が住んでいるほうが適切に管理される。人が住んでいない期間が長くなれば長くなるほど建物が傷んでしまって、その後に利用をする方にとっては住みづらくなってしまう。やはり建物の状況、コンディションをよく保つというのが利活用を進める上では非常に重要なと思いますので、できるだけ人が住まない期間を縮めるという意味でも、引っ越される方が実際にどこかに行かれる前に、引っ越される前に何かしらのその後の利活用の対応を相談するというのは空き家の利活用を進める上では非常に重要なと思います。

また、実際に事務的な実務面で空き家の利活用の上で非常に壁になるのが、これも今御質問の中で御指摘いただきましたけれども、その建物の所有者が分からなくなってしまう、連絡先が分からなくなってしまう、そういったところも大きな利活用の壁になっていますので、そういったことを防ぐという点でも、空き家になる前に所有者の方とのコミュニケーションを密に取るというのは非常に重要なことだと思います。それは引っ越される方にとっても、その後の利活用を進めるために自治体にある意味協力してもらうというか、そういった何かしらのインセンティブができないかというところは、これから他自治体の例も参考に市役所として検討してまいりたいと思います。

以上です。

○15番（服部良一君）

教育委員会のほうにも話を持っていかねばなりませんので、急ぎます。

最後ですが、副市長にお伺いします。

先ほどの八女市空家等対策計画、ページを見ておいてくださいね、後で。この計画書の中の機構のような図を書いてあるところ。これは近々で機構改革がもしあるならば、これじゃ駄目だと私は思います。本当に解決するチームをつくるなら、さっき冒頭に市長からワンチームという言葉もありましたけれども、一緒になってやっていかねばならないときのスタイルをつくるなら、これは全部関係者が書いてありますけど、そうじゃなくて、空き家問題を解決するチームをつくり直さないと駄目なような気がします。ですから、機構改革をもし考えてあるなら、プロジェクトチームらしきものをつくっていかねばならないんじゃないかなと思いますが、副市長、もうこれが最後ですので、よろしくお願ひします。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

現在、議員おっしゃるとおり、空き家の対策につきましては、総合的な相談窓口として防災安全課の生活安全係を置いて、おっしゃるように8つの課が連携するという形の対応をしています。おっしゃるとおり、しかし、そこは全て家に関することについて関わっているところでくくっていますので、そうじゃなくて、本当に空き家問題の本質のところでくくったらどうかと、プロジェクトをつくったらどうかということで、大変示唆に富む御指摘をいたしましたので、それでしっかりと考えていきます。

また一方で、1つの課で問題を完結するということはなかなか厳しい状況がございます。だから、逆に1つの課にくくることで、ほかの課とのつながりが薄れるということもございますので、そういうところを相談して、新たに相談という概念が法改正で出てきて、実際、議員の御指摘のとおり、相談体制というか、お困り事を聞いて、それをつなぐ体制が弱いと思っていますので、そういう仕事のやり方ですとか相談の受け方についてもしっかり研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

最後と言いましたけど、1つ言っておきますけど、防災安全課が一番親分に書いてあるわけです。防災安全課は、要するに危険家屋の専門ですよね。ということは、これは危険家屋になったものの機構図なんです、私が一言で言えば。でしょう。どこでも問題を抱えて、最後に集約するところが防災安全課ですよ。形としては違うかもしれませんけど、防災安全課は危険家屋が一番専門のところだと思うんですよね。ですから、違うんじゃないですかというのは、そこば言いよっとです。ですから、そこも1個考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

では、学校に登校しづらくなっている児童生徒について及びタブレット活用についてということで質問いたしますが、ちょっと順番を入れ替えさせていただきます。

まず、タブレット活用のほうから、現状、活用状況ですね、予習、復習、子どもたちとの会話など近況を、何かトラブルがなかったか、もしくはこんなことでよかったということがあるならばお知らせいただきたいと思います。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

タブレットの活用による授業改善の具体例といたしまして、指導方法、内容につきましては、個別最適な学びということで、一人一人に合った指導方法、教材を柔軟に設定していくということ、それから、学習の進め方やまとめ方なども一人一人の求めるものに応じて対応する授業が多くなってきているということから、授業の改善が進んでおると捉えております。

また、教育長答弁にもございましたように、タブレットを使って情報を探し、比較し、整理し、発信するという学習活動を児童生徒が主体的に行うこと、また、教師が児童生徒の考えを集約し、提示しやすくなっている点が授業改善の一例として捉えておるところでございます。

○15番（服部良一君）

以前の一般質問をしたときに、タブレットの持ち帰りの件をお話しさせていただいたと思いますが、その件に関しては何か会議とかされたでしょうか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

前回、一般質問において議員から御指摘いただき、お示しいただいた他の自治体の事例等も参考にしながら、八女市教育委員会としましても、シームレスな学び、途切れない学びということで、タブレットの持ち帰りを奨励しております。

タブレット持ち帰りによる家庭学習での活用の一例としまして、昨年度、中学校で夏休み期間中の課題を生徒が持ち帰ったタブレットを活用して学習し、学んだ成果を提出すること、それから、教師が集約することもタブレットの機能を生かして行っております。

以上です。

○15番（服部良一君）

それはいい試みをしなさったと思いますが、その持ち帰ったことに何かルールとかあったんですか、厳しい取決めとか。もしくはそのときのトラブルがあったか、その辺りはどうだったでしょうか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

持ち帰りに関しましては、何かしら教育委員会が強制して、週に何日持ち帰るよういうルールを決めたわけではございませんが、ＩＣＴ活用の推進委員会、学校の教員の皆さん

が集まって組織されているところでも、有効活用の方法を検討したりする中で、積極的に持ち帰りを行おうということで進めております。

また、トラブルとしましては、持ち帰りに限らず、児童生徒が使う中で落としてしまったり、ぶつけてしまったりということで壊れる場合もございますが、そういった場合には予備機を確保しておりますので、それと交換するという対応を取っております。

○15番（服部良一君）

成果はよかったです。取組に対してはよかったです。落としたりどうしたりというのは、それはトラブルのうちではないと私は思います。

そういうところで、タブレットに関して問題が少ないということを言ってほしかったから遠回りになったわけですけれども、今日の問題は、不登校の児童生徒、もしくはなりそうな兆候のある児童生徒に対してのタブレット利用というのをテーマにしたかったから、タブレットの今の現状を聞きたかったわけです。

どうでしょうかね、子どもたちの兆候というのは先生方は幾らかは分かられるんでしょうかね。100%分かれとは言いませんけど、何かこの頃おかしいなとか、ちょっと休みがちだなとか、遅刻がずっと多いなとか、何か今までそんなことはなかったのにということは、先生たちが分からんなら、ほかはほとんど分かる者はいないことになってしまいますが、どうでしょうか、そういうところはありますか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

不登校の原因はお子さんそれぞれで様々ございますが、学校としましては、今御指摘のように、早期発見、対応に心がけておりまして、これまで欠席日数30日の不登校になる前の欠席日数15日になった段階で、お一人お一人に支援チームを編成し、対応に当たるようにしてまいりました。さらに、県の教育委員会が推奨する計算式を使いまして、6月末の時点で9日以上の欠席がある児童生徒につきましても対応を始めるように昨年度から指示を出して取り組んでいただいているところでございます。

○15番（服部良一君）

そういう兆候が見受けられると、発見できているということですね。ということは、先ほどのタブレットの話と重ね合せますけど、タブレットでもいろいろ問題がないなら、そういう兆候の子には持ち帰らせて、いつでも先生と会話しようぜということで、オンラインでつないでやればいかがなものだろうかと思うんですよね。私はようと分かりませんけど、突然先生を頼りにしたくなるとか、突然話したくなるとか、今は話したくないとか、何かそういうタイミングがあるのではないかと思うんです。ですから、いっぱい友達がおる中で何かなかねと言ったって、それは話しきらっしゃれん、話しきれない。しかし、一人になって

家に帰って部屋におると、何か先生に話しておきたいなど。ほんのささいなSOSを発信しすぎる子どももいるかもしれないし、それさえできない子もいるかもしれない。しかし、1人でも2人でもそういう発信ができるならば、タブレットは最大に利用したほうが、私はトラブルもないなら、そんなことは考えるべきじゃないかなと思います。

以前、質問したときも大阪の〇〇学校はそれをやっているわけでしょう。ですから、できないはずはないんです。いかがですか、そういう取組が考えられないかな。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

まず、不登校の児童生徒数に含まれる中で全く学校に出てこれないお子さんの数というのは、昨年度を見ますと10名未満なんですが、少しでも学校に出てこれる状態のお子さんについては、できるだけ学校に来れたときにいろんな指導、そして、お話し、フェイス・ツー・フェイスで指導していきたいと学校のほうは考えておるところでございます。ただ、議員御指摘のように、学校に出てこれないお子さんにつきましてタブレットの活用ができないかということでございますが、これまでも、例えば「あしたば」、あるいは自宅とつないで、学校の授業、これは継続的に一日中つなぎ放しということではございませんが、子どもたちが望むタイミングで、この授業を聞きたいというリクエストを受けたときにはオンライン授業でつないだことも複数回ございます。

また、御指摘のいつでもつながる、いつでも話せるという環境づくりにつきましては、1つは、学校の通信環境構築の考え方として、学校にいる間はタブレットとしっかりとWi-Fiでつながるという機能で設計をしております。やはり外出時、校外学習時とか家庭に持ち帰ったときに、家庭に通信環境がないとなかなかつながらないということもございましたが、ハード的な面では、例えば、モバイルルーターを活用するとかというやり方もございます。通信環境を調整する必要があるという場合は、本年度になりますが、児童生徒、それから、保護者、学校からの依頼を受けて、教育委員会の職員が御自宅にお邪魔して環境設定を行い、タブレットを調整してオンラインでつないだという事例もございました。

また、常に話したいときに話せるように担任が待機しておくということが困難ですので、教育長答弁にもございましたように、オンラインで大学生と話したり勉強したりできるICT活用型不登校児童生徒支援事業の周知に努めているところでございます。

○15番（服部良一君）

随分と長く話していただきましたので、時間が大分過ぎてしまいました。

全国平均、それから福岡県平均、どれぐらいなのか全然私は分かりませんけど、八女市は数値的にはどの辺りの位置なんでしょうかね、不登校の児童生徒。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

不登校の児童生徒数、それから、出現率でお答えしたいと思います。

不登校の児童生徒数ですが、令和4年度は小学校60名、中学校102名、合計162名、令和5年度が小学校79名、中学校118名、合計197名、令和6年度が小学校97名、中学校121名、合計218名、令和7年度は7月末の時点で小学校28名、中学校63名の合計91名となっております。令和7年度につきましては前年より少ないですが、令和4年度から令和6年度までを見ますと増加傾向にあります。

出現率ですが、小学校が令和4年2%、令和5年2.9%、令和6年3.3%、中学校が令和4年7.6%、令和5年8.7%、令和6年9.1%となっており、こちらも増加傾向で、全国や県と比較しまして出現率は高くなっています。

○15番（服部良一君）

高いんですよね。簡単に言えば、福岡県でも八女市は不登校の児童生徒が多いということになっているわけです。ですから、手はやっぱり大胆に打たなければならないと私は思います。

ひきこもりの子どもたちは、引き籠もって部屋で大体何をしていると思いますか。そんなことも保護者に聞かれたことはありますか、またはそういう関係者の調査をされたことはありますか。部屋で何をしているか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

何かしらの資料に基づくことではございませんが、私の教師だった頃の現場経験から申しますと、多くは昼夜逆転の生活をしているケースがございます。それはゲームであったり、ネットのSNS関係のものを視聴したりといったことで、ケースによっては全然ネットの領域から出てこないと、ずっとインターネット等に浸っているという状況があると経験に基づいて感じているところもございます。全てではございませんが、そのような印象はございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○15番（服部良一君）

これは私もテレビの番組で見たんですが、どうもパソコンの前に座って動かないケースが多いらしいですね。ですから、何か没頭することに関しては非常に集中力がある人たちが多いということも言ってある。どれだけ信用性があるか分かりませんけど、そんな感じで言つてあります。

もう時間になっておりますので、まだほかに話したいことはありますが、最近では「ゴジラー1.0」がありましたけど、この映画がアカデミー賞を取りましたね。あれはVFXの部門でアカデミー賞を取ったんですけど、これの一番難しい海の波のところの画像を作ったの

がひきこもりの生徒なんですよね。それを監督が見つけ出して、スタジオに引っ張り出してから社会復帰した例があります。もしもそういう子が埋もれていたなら、やっぱり助けてやらにや、グラウンドをつくってやらないかんと私は思うんです。そのグラウンドの一つに、タブレットを利用して会話から引っ張り出してくるとか、そういう何か一つでも可能性があるならば、私はそういう手段を取るべきではなかろうかと思います。私たちはきっかけをつくれってやらにやいかんと思います。

「あしたば」というのも、それは確かに必要な施設だと思います。しかし、ふだん部屋に引き籠もっている子に何かを差し出すならば、私はせっかくタブレットがあるならタブレットを利用する。そして、ネットでそんなことをやっている人が多いならば、そこから引っ張り出してきて、ネットで今、アニメを描く人なんかも多いらしいですよ。ですから、何かたけとる子がいると私は思います。ですから、そういったことできっかけをつくっていってやらねばならないと私は思います。

時間が来ましたので、あと1つだけ。

熊本にありますけれども、オンライン塾みたいなものが私が調べた限りでは6校ほどあるようです。NPO法人を立ち上げて、スタジオはほんの4畳半か6畳ぐらいの部屋で、学校の先生のOBの人たちがネットでひきこもりの児童生徒たちと会話をするという塾が設立されています。このことについては御存じでしょうか。御存じならば、その辺りをちょっと説明していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

議員が御指摘になっているものと同一かは分かりませんが、私どもが様々な不登校児童生徒の支援策について調査する中で、熊本市教育委員会が設定されている教育支援センターフレンドリーやオンライン学習支援のフレンドリーオンラインについても調べております。

教育支援センターフレンドリーにつきましては、やはり6か所設置をなされているということ、それから、フレンドリーオンラインにつきましては、学校への登校が難しい児童生徒への学習支援として、ICTを活用したオンライン学習支援を行っているということでございました。配信拠点を小学校に1校、中学校に1校設けてあるそうです。今年度9月までの申込みの人数が大まかに言いますと300名を超えるということだそうです。配信拠点校には小学校で6名、中学校で5名のオンラインに特化した支援員を配置している。そのほか、提携会社等が複数あるということが取材の中で分かったところでございます。

○15番（服部良一君）

時間が来たようですので、終わります。

空き家対策も長い道のりでありますが、不登校の話も永遠のテーマであります。これから

も道を開けるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひして、終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

15番服部良一議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

19番、日本共産党の森茂生でございます。

第1番目に、固定資産税について質問を行います。

昨年12月議会でも質問しましたけれども、そのとき、税率引下げを検討するという答弁がありました。その後どのような検討をされたのか、お伺いをいたします。

2番目に教育問題、1、学校給食無償化について、国は来年度より学校給食無償化という報道が行われております。この無償化について、八女市の考え方をお伺いします。2番目に、学びの多様化学校設置について、先般も質問しましたけれども、この学びの多様化学校設置についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

3番目に、こども医療制度について質問を行います。

八女市は現在、中学校まで無償化しておりますけれども、これを18歳まで拡充する考えはあるのか、お伺いをいたします。

4番目に、自治体情報DXについて質問します。

1、自治体情報システム標準化とはどのようなことなのか、標準化の進捗状況についてお伺いします。2、国保、後期高齢者医療の保険証廃止後の対応及び今後の対応、それに国保税滞納者の対応はどうなっているのか、お伺いします。3、国保加入者全員に資格確認書を送付する考えはないのか、伺います。

大きく4項目について質問を行います。

詳細につきましては発言席にて質問を行います。

以上です。

○市長（簗原悠太朗君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の固定資産税について、(1)固定資産税率の引下げは検討しているのかというお尋

ねでございます。

税率の引下げは、財政状況を分析し、歳出削減や新たな財源確保なども考慮しながら検討をしております。市の財源に大きな影響を与えることであり、住民サービスの低下を招くことのないよう、慎重に検討を進めてまいります。

2の教育問題については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3のこども医療制度について及び4の自治体情報DXについて答弁をいたします。

まず、3のこども医療制度について、(1)こども医療制度について18歳まで拡充する考えはというお尋ねでございます。

本市のこども医療費の助成につきましては、令和6年10月診療分から、15歳までの自己負担を、入院・外来ともに無償化したところでございます。子育て世帯の経済的負担は、医療費のみならず、子どもの成長過程において、保育や教育など様々なものがございます。子どものライフステージ全体を見据えながら、それぞれの段階において可能な限り負担の平準化や軽減が図られるよう、適切な支援に努めてまいります。

4の自治体情報DXについて、(1)自治体情報システム標準化とは。標準化の進捗状況についてのお尋ねでございます。

自治体情報システム標準化とは、全国の自治体で仕様が異なっている住民記録など20の基幹システムを、国が定めた標準仕様に統一する取組のことでございます。

各自治体が個別にシステムを開発、運用してきた結果、法改正への対応に伴う改修やシステムの維持管理に多大な費用と人的資源が費やされてまいりました。また、自治体間での円滑なデータ連携が困難であるなど、行政運営全体の非効率性が長年の課題となっていました。

本施策は、これらの課題を根本的に解決し、国全体の行政デジタル化の基盤を構築することを目的としております。本市においても令和4年度から対象業務の標準化を進めており、国が示している令和7年度中の稼働に向けて準備を行っているところでございます。

(2)国保、後期高齢者医療の保険証廃止後の対応及び今後の対応及び国保税滞納者対応はというお尋ねでございます。

令和6年12月2日から従来の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。従来の保険証の有効期限が切れた後は、マイナ保険証または資格確認書を利用いただくことになっております。

国民健康保険につきましては、マイナ保険証の保有状況に応じて、マイナ保険証をお持ちの方には保険資格が明記された資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付しております。

また、後期高齢者医療につきましては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、令和8年

7月31日までを有効期間とする資格確認書を交付しております。

今後の対応につきましては、保険者として医療現場が混乱することなく、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、法令に基づき適切に対応してまいります。

なお、国民健康保険税の納税が遅れている方への対応につきましては、納税の催告書や納税相談への来庁を案内する文書を随時送付しております。御相談の際には、納税が困難な特別な事情の有無や生活実態の把握に努め、相談者世帯のその時々の家計の状況に応じて、生活に見合った金額での分割納付や生活に関する相談窓口を案内するなど、柔軟な対応に努めております。

(3)国保加入者全世帯に資格確認書を送付する考えはというお尋ねでございます。

国民健康保険法の規定によりますと、資格確認書はマイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付することとされております。本市としましては、関係法令にのっとり、マイナ保険証へスマーズに移行する必要があることから、資格確認書の一括交付は実施しておりません。

2の教育問題については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えします。

2の教育問題について、(1)の学校給食無償化についての考えはについてでございます。

学校給食費につきましては、国の動向を注視しながら、現状の助成制度を基本として、保護者の負担軽減に取り組んでいきたいと考えております。

(2)の学びの多様化学校設置の考えはについてでございます。

八女市におきましては、広域からの通学手段や指導に当たる教職員の確保や予算等の課題がありますが、学びの多様化学校についての調査研究も含め、現存の「あしたば」、校内教育支援センターの充実等に力を入れていく考え方でございます。

以上、答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、固定資産税引下げについてお尋ねします。

12月議会でこの問題を取り上げましたけれども、そのときは検討するという答弁でしたが、1年近くたってまだ検討するという、ちょっとあまり進んでいないような答弁でしたけれども、いつまで検討して結論を出されるつもりなのか、お尋ねします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

さきの答弁で検討しますと申し上げましたけれども、現時点で今すぐ引き下げるのは難し

いという私なりの結論を持ち合わせているところでございます。

ただ一方で、八女市の固定資産税が他自治体と比べても高い、1.6%という税率が高いというところは、当然私も問題意識として持っておりますので、その引下げについては、常に引き下げるができる状況であれば引き下げたいという思いは変わっておりませんので、そういった意味で、その引下げの機会をうかがうという意味で、検討をやめるわけではないという意味で検討をしていると答弁を申し上げた次第でございます。

もちろん、今、住民負担、物価高騰等の中で非常に苦しい状況にある市民の皆様が多い中で、当然、税負担は下がったほうがいいところでございますし、この後、御質問いただく、例えば、医療制度だったり、給食費の問題、そういったところを引き下げるということも考えないといけないという中で、固定資産税というのは御案内のとおり、安定した自治体の基幹財源であり、景気に左右されない安定した財源であるということで、非常に自治体にとつては貴重な財源でございますし、また特に今すぐに判断できないというところが、やはり税制度は国の税制改正の中で大きな枠組みが決まりますけれども、今、国政、国全体として、やはり減税の大きな波が来ている、減税が必要だという世論が大きく形成されている一方で、今、少数与党となっているように、石破総理が今週、総裁の辞意を表明されたように、非常に国政が不安定な状況にある。そういう中で、また来年の税制改正もどうなるか、予断を許さない状況でございますので、このように、今後、当然国の減税の方針によっては市の財政も大きく影響を受けるところでございますので、やはりそこをしっかりと見定めた上で、市民サービスを維持、発展させることを第一に考えると、今、この時点での減税は難しいのかなと。ただ、繰り返しになりますけれども、当然、固定資産税の税率が他自治体と比べて高いという、その事実は変わませんので、そこは常に引き下げる状況になれば引き下げるたいという思いを持っているという意味で、引き続きしっかりとその検討はしていくということは改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

正直言って、引下げができるのかな、そういう方向にいくのかなと期待をしておりました。しかし、残念です。先ほど言われますように、県内では大牟田市と八女市だけです、1.6%。よその自治体のことをいろいろ言う必要はないんですけども、大牟田市は非常に財政的に厳しい状況であるということです。

そういう中で、八女市と大牟田市、ここをやっぱり一つはきちんと把握し、財政調整基金も90億円以上ありますので、私は市長がその気になれば引下げができると思っております。当然、行政としては、先ほど言われますように貴重な財源です。それは十分分かっております。十分分かっていますけれども、逆に言えば、市民負担がそれだけ多いということでもあ

ります。よく言いますよ。市民の立場、市民の目線、市民の負担軽減、これは口ではよく言われますけれども、口で言う分はできるんですね。口で言う分は幾らでもできます。しかし、ここまで来てこれをやらないということは、私はどうも口だけかなという気がしてなりません。

税務課長にお尋ねしますけれども、固定資産税の全国の状況は分かりますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

全国の状況というのは、税率のことによろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）全国的には超過税率ということで、1.4%を超えている自治体としては、全国で150の自治体が1.4%を超えているということで出ております。あの自治体は、大体標準税率の1.4%を使っているという情報を持っております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

八女市は人口5万何千人ですけれども、人口5万人以上50万人未満の統計があります。令和6年度で一番新しい総務省の資料ですけれども、標準税率1.4%、これは439自治体、94.2%です。超過税率、1.4%以上ですけれども、27自治体、5.8%です。やっぱり全国的に見ても、非常に超過税率というのは少ないんですよ。県内でも御存じのとおりそういう状況です。こういう状況をきっちと把握しなければ、自治体の行政の都合は、それは引き下げないが一番いいです。貴重な財源ですので。そこと、逆に言うと、市民からすればどうなのか。市民目線とかよく言われますよね。やっぱりそこを考えなければ、行政の目線で見たら引き下げないのが一番いい、そこじゃないと思うんですよね。行政の立場ではなく、市民の立場でもう一回検討いただきたいと思います。いかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

まず、今、行政の目線というところでおっしゃいましたけれども、正直、私は行政目線、市民目線という、その二元論はないかなと思っておりまして、行政というのは当然市民のために存在するものであって、八女市の市役所の財政が健全化すること、それも当然考えないといけないですけれども、この市役所が、じゃ、将来的に財政的に厳しい状況になる、市民サービスを縮小せざるを得ない状況になるとなれば、それは当然、市民の皆様に影響が直接的に及ぶのであって、決して市民サービスを犠牲にして、行政目線で行政の財政を健全化しようと考えているということは当然ありませんので、そこはまず申し上げておきたいと思います。

その上で、繰り返しになりますけれども、やはり他自治体に比べて、固定資産税に関して

言えば、高い税負担をお願いしてしまっているという状況は私も非常に心苦しい。やはりそこは下げられるのであれば下げたいという思いは本当に持っておりますけれども、一方で、じゃ、その分多く取っていて、それを何にも使っていないかというと、例えば、これは筑後地域とか周辺自治体との比較になりますけれども、子育て支援策ですとか、そういったところは周辺自治体に比べて充実していると思いますし、結局そのお金を減税するのであれば、どの部分を減税するのか。それを給付、補助金を手厚くするのであれば、どこを手厚くするのかというところがまさに政策判断だと思います。

例えば、固定資産税について言うと、今1.6%ですけれども、例えば、1.5%に減税しようとすると、0.1%下げるのに約2.2億円ほどかかると。そのときに一方で、片や、例えば、市民の皆様から要望の多い保育料の完全無償化ですとか、そういうところが1.4億円かかる。学校給食を完全無償化しようとすると90,000千円かかる。また、今ちょうど保育料の完全無償化と学校給食の完全無償化を同時にやると約2.3億円ということで、ほぼ固定資産税を0.1%下げるのと同じぐらいの金額がかかるわけでございます。それをもちろん、どちらを今すぐやるというところでここで申し上げられるものではございませんけれども、結局、じゃ、その特に支援を必要としているところへの支援を手厚くするのか、固定資産税を減税という形で広く市民の皆さんへの負担を減らすのかというところは、そこは本当に丁寧な議論が必要と思いますので、いずれにしましても、しっかり市として、決して市としての財源をため込む、お金をためることというのは、全くそれは市民の皆様のためになりませんので、例えば、災害時だったり、有事のときに対応できる程度の市としての財源はしっかり確保しつつも、使うべきものはしっかり使っていく。そこはどういうところでこれから支援を手厚くしていくのか、場合によっては減税も含めて、そういったところはしっかり市としての姿勢は分かりやすく市民の皆様に示してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

繰り返しになりますけれども、ほとんどが1.6%なら私は申し上げません。ほとんどが1.4%の中で、大牟田市と八女市が1.6%だから申し上げているわけです。先ほど言われますように、220,000千円の減収になります。それは当然、引下げで税収が減ることは分かりますけれども、財政調整基金が90億円以上あるから、それに堪え得るだけの財政力はあると私は思っております。

固定資産税の調定額が3,715,000千円。滞納額、これは今までの延べだと思いますけれども、147,000千円。不納欠損が約10,000千円というのが今の現状です。やっぱりこういう滞納もどんどん増えていますし、いわゆる市民の立場に立った行政をお願いする次第です。

次に、学校給食無償化についてお伺いしますけれども、まず最初に無償化をしますと正式

に国から通知が来ているかどうか、お尋ねします。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

学校給食無償化につきましては、国におきまして、まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえて、令和8年度に実現をするという旨の報道があつたことは認識いたしておりますけれども、今日現在、国から正式に文書などによる通知はあつてない状況でございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

まだ来ていないということで、総理大臣がじきじきにあれだけ公表したから、私はできるという前提で話を進めたいと思います。

東京都が2025年1月より、全ての市区町村で無償化しております。福岡市が今年の8月以降は無償化をしております。北九州市が来年度、小学校6年生と中学校3年生を無償化にするという報道があつております。

その中で、いずれ無償化になるだろうと思いますけれども、小学校を先行するという報道があつております。ですから、私が言いたいのは、小学校が先行するということは、小学校が先行した分、ここに資料を頂いていますけれども、102,400千円の予算が不要になると言っちゃおかしいんですけども、少なくて済む。中学校は61,420千円が中学校の給食を八女市が負担している分ですけれども、もし小学校が先行して無償化になった場合、小学校だけじゃなく、この102,400千円、これを中学校に回してすれば、一緒に中学校の無償化も実現します。特に予算は必要ありません。小学校の浮いた分、中学校に回す。なおかつ49,020千円は残ります。ということです。ですから、私が言いたいのは、一緒にやっていただきたいということです。小学校優先じゃなく、小学校が無償化になった場合、中学校も一緒に、浮いたお金で中学校に回して、なおかつ約50,000千円ほどは計算上浮くことになります。これに間違いないですかね。この計算は間違ひありませんか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

議員が今お話しいただきましたように、小学校の無償化ができれば、現在、令和7年度当初予算で102,400千円補助を出している金額が不要となるということになるかと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

教育長にお伺いします。

どうですか。もし小学校がなれば、中学校も一緒にやっていただきたいと思いますけれども、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

確かに計算上は議員がおっしゃることは可能であるかと思いますけれども、その上で他の懸案事項も含め、総合的に判断してまいりたいと考えているところです。

いずれにしましても、国における無償化の方針につきましては、報道はされておりますが、まだ決定事項ではございませんので、国の動向を注視しながら、適宜判断してまいりたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

これは学校教育の関係ですけれども、市長にお尋ねしますけれども、もし小学校で無償化になれば、中学校も一緒にやっていただきたい。特別な予算措置は必要ありません。いかがでしょうか。一緒にやると私は思いますけれども、市長の考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この給食費というのも、当然、子育て世帯の大きな負担の一要素でございますので、そこは軽減するにこしたことではないということで、そこは今の教育長答弁と繰り返しになりますけれども、一方で、国が今まだ方向性が非常に不透明、やはり先ほども私が申し上げたとおり、総理交代が見込まれるということで、またそういった議論もちょっと先になってしまふのかなというところを懸念しているわけでございますけれども、国の方針が出次第、そこで当然、これまで市が小学校向けに出していた補助金の分が単純計算で浮くわけですけれども、一方で、当然そこから交付税の額に影響が出たりですとか、そういったところは様々、いろんな国から市への補助金、交付税、いろんなところに影響があると思いますので、そういうところをしっかりと見定めながら、どこでまた負担軽減ができるのか。その分、浮いたといいますか、その分、市から必要なくなった補助金の分をどこに活用していくかというのをしっかり議論してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

なかなか前向きな答弁はいただけませんね。

次に行きます。

学びの多様化学校設置の考えはということで通告しておりますけれども、国の教育振興基本計画では、この学びの多様化学校を全国に300校設置するということで方針が出ております。今、各地でできつつありますけれども、県内、九州でもいいんですけれども、大体どのような動きになっているのか、どのようなところでできているのか、お伺いします。

○教育指導課長（靄 拓也君）

お答えいたします。

全国では2025年4月時点で58校が設置されており、福岡県下では福岡市の中学校、宇美町の小中学校、小郡市の県立高校のうちの1つのコース、大牟田市の夜間中学校などに加え、福岡市と北九州市の私立高校でそれぞれ1コースが設置されております。

○19番（森 茂生君）

私は学びの多様化学校は非常にすばらしい制度だと思っております。

今年の7月に、岐阜県の高山市と岐阜市にもう既に設置されておるところを視察してきました。岐阜県高山市の場合、これは分教室型です。本校があつて、そこに分教室型の「にじ色」という教室ですけれども、生徒数が13人、中心部から十四、五キロ離れた山間部にあります。そのため、通学とか、それはスクールバスとか、自家用車の場合は補助金を出すとか、十分な手だてを取っておられます。合併前の保健センターか何かを再利用して、そこで学びの多様化教室を運営しております。それこそ見てきましたけれども、やっぱり今までの学校と違つて、この「にじ色」に込められた願いということで、「誰かに合わせるのではなく“あなたが選べる”新しいスタイルの居場所・学びの場」、これを中心に運営されております。標準時間が通常1,015時間ですけれども、770時間程度に抑えて、実に手作りのすばらしい教室でした。

それからもう一つ、岐阜市の草潤中学校、これは生徒数40名、そこに職員さんが12名おられます。視察に行ってきましたけれども、全国から視察者が殺到して、月に1回だけ、それも30人、午後3時から4時半までという区切りがあつて、それ以上は受け付けませんということでした。私は当初申し込みましたので、辛うじて滑り込んで視察をしてきましたけれども、ここも小学校跡地を再利用した学校であります。ここも生徒が学校に合わせるのではなく、学校が生徒に合わせるという一番のスローガンです。やっぱりほぼ似たような格好ですけれども、今も校則とかなんとかで生徒が学校に合わせる。合わせきらん生徒がどんどん不登校になっていく。それと全く逆で、徹底して子どもの立場に立った学校とする。先生方も徹底して生徒中心の教育をやっておられます。どちらも不登校の生徒ばかりですけれども、おおむね75%から80%の登校率ということで、非常によく生徒さんが通ってきております。

これを設置する場合、一番気になるのが、果たしてこういう学校をつくって生徒が来るのかなという心配があったそうですが、学校説明会は40名の定員に234名の保護者や生徒が参加したということで、非常に関心があるんです。これは恐らくここだけではなく、八女市でもし仮にできれば相当話題になり、恐らく皆さん行きたいと思われるような気がします。

先ほどの答弁では検討しますということですけれども、私はぜひ先ほど言われますように、不登校が小中学校合わせて約200名おります。立花小学校が約200名ですので、1つの小学校

ぐらいの不登校の児童生徒がおるわけです。ここにほとんど手がついていないですよね。当然、「あしたば」とかつくってありますけれども、それはごく一部しか通っていません。やっぱりほったらかしになっている現状があると私は思います。

それからもう一つ、お隣の大分県に玖珠町の町立の学校、ここは小中一貫校で義務教育学校だそうですけれども、そこが初めて学びの多様化学校として開設した。そして、現在で22名、平均登校率8割ということで言われております。

私が思ったのは、これは開校するまでに僅か9か月だったそうです。通常二年、三年かかるのが、教育長がとにかく非常事態だということでやって、僅か9か月で1つの小中一貫校の学びの多様化学校を開校したということが言われております。

ちょっと長くなりますけれども、教育委員会の参事という方が発言されているのを持ってきましたけれども、そこに全て集約されているような気がします。ちょっと読み上げますと、「『今まさに川で流されている子どもを目の前に、制度がないから対応できないというのは許されない。これは緊急事態である』」という教育長の号令の下、9カ月後の開校を目指して、全くのゼロから準備を始めました。」と。「不登校を家庭や個人の問題に矮小化するのではなく、学校教育や社会そのもののあり方に対する子どもたちからの問題提起として捉えるべきということです。これまでの学校教育が本当に全ての子どもにとって安心して通える場所であったか、取り残されたり、苦しんだりする子どもがいなかつたのか、改めて考え直すこそが、私たち大人の責任であると感じました。私たちが考える学びの多様化学校は、『不登校のための学校』ではありません。『すべての子どものための未来の学校』を作ることを基本コンセプトに、どんな子どもでも自分らしく学べる学校を目指そうと、学校づくりを進めました。」という教育委員会の参事の発言が載っておりますけれども、緊急事態という認識を持っておられます。どうも教育長の場合、緊急事態という認識は何もないような気がして、私はそういう感じを受けますけれども、教育長、百二十何名の不登校、これは緊急事態として私は思うんですけども、教育長はどのように考えてあるか、お尋ねします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるように、八女市自体の不登校児童生徒の数自体は多くなっておりますし、様態を見てみると、ひきこもりの子もおれば、年間35週ですので、頑張って通って週1回休んでいる子どもも不登校としてなっている状態でございます。ですから、子どもたちの状態に応じて、私たちは手を施していくかなければいけないと考えているところが私の心情でございます。

また、学びの多様化学校につきましては、私どもも複数校、視察等をしております。今後も予定しているところでございます。

視察してみると、学びの多様化学校のありようにつきましては、各市町村の実態や条件等でかなり大きな違いがございます。先ほどおっしゃったように、その形態につきましても学校型であったり、分校型であったり、分教室型であったり、多様な姿がありまして、一方で、拙速につくったあまりにその制度がうまく機能せずに、うまくいっていないところもございました。本市としましては、その成功要件を確認しつつ、八女市の実態や条件を踏まえて今後も調査研究を進めて、着実に一歩一歩進めてまいりたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

どうも緊急事態とは捉えていらっしゃらないみたいですね。私は緊急事態だと思います。

次に行きます。子どもの医療費助成についてお伺いします。

子育ては、当然、先ほど市長はどこの自治体よりも力を入れていると言わされました。確かに非常に力を入れていると私も思っております。しかし、子ども医療の無償化、これについてはちょっと遅れているかなという認識を持っております。筑後市、広川町は18歳までです。全国の状況がどうなっているか、お伺いします。

○子育て支援課長（末崎 聰君）

お答えをいたします。

本日、議員のほうから請求があつてある資料にも記載をしておりますけれども、現在、全国で1,741自治体のうち、通院を18歳まで拡大しているのは1,448自治体、それから入院を対象としているのは1,490自治体ということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

数字だけではなかなか分かりませんけれども、全国、15歳まで通院、263自治体です。18歳までの通院、1,448自治体、83%が18歳まで無償化です。入院は15歳まで、228自治体。18歳まで、1,490自治体、85%が18歳までの医療費無償化です。

先ほど市長は、子育てには力を入れていると言われましたけれども、この数字をどのようにお感じになったか、お伺いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、議員から御紹介いただいた、全国の自治体で15歳までと18歳までとそれぞれ無償化している自治体の割合、18歳までを無償化している自治体が80%を超えてるという数字だけを見ると、八女市は残りの約20%以下のほうになりますので、そういった意味では、医療費という部分だけ見ると、他自治体に比べて遅れているという、その御指摘はごもっともかなと思います。

ただ、子育てにかかるお金というのは、当然、医療費だけではない。この医療費という部

分だけを取ると、子どもさんが特に病院に通うというのは、年齢が小さければ小さいほどお金がかかる。実際、高校生に入ってからの医療費というのは、本当に子育て全体で見ると割合としては非常に少ないので、そういう意味で、やはり15歳まで無償化するといったところは十分意義は大きいのかなと思います。

また、この医療費だけではない、先ほど議論させていただいた給食費の部分ですとか、例えば、八女市の場合は他自治体と比べて充実しているところですと、出産の祝い金ですとか、そういうところはほかの自治体に比べて充実していると分析をしております。

そういう子育ての、最初の答弁で申し上げたとおり、子育てというのは非常にスパンが長い、ゼロ歳から18歳までと考えると、その中でそれぞれのフェーズにおいていろんなお金がかかってきますので、どこを軽減するのが特に子育て世代にとっての負担軽減により直結するのかといったところをしっかりと見定めながら、当然こども家庭庁のほうでも、国のほうでも、これから子育て負担軽減の議論はより進んでいくと期待をしているところでございますので、こうした状況も見ながら、市として独自に軽減すべきところ、できるところというのは前向きに議論をして、今、来年度予算に向けての議論も始まっていますので、そういう中で、この議会の場でもまた市民の皆様にもお示しをしていきたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

来年度の予算編成が始まっているということですけれども、来年度に予算化するような雰囲気も受けましたけれども、来年度18歳まで無償化、予算化しますか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

どこを予算化するか、どこの軽減を図るかというところについては、今までに来年度予算編成に向けて議論が足元で始まったところでございますので、当然この医療費無償化というのも選択肢の一つとして、これから検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

市長はあくまで市長ですので、こうやるということであれば、私は簡単にできることだと思います。よろしくお願ひします。

次に行きます。

自治体DXについて。自治体情報システム標準化、そして移行の進捗状況、非常に聞き慣れない言葉ですので、これについてちょっと分かりやすく説明をお願いします。

○DX推進室長（清水正行君）

お答えいたします。

自治体情報システムの標準化、そして共通化について御説明いたします。

これまで自治体ごとにおける情報システムにつきましては、システムごとに個別対応をしていたと。自治体ごとの個別対応でシステムをカスタマイズしていたということがございます。そのため、情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用ということがなかなか円滑に進まない状況にございました。

DXを進める上で、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいとの課題がございまして、このような状況を踏まえ、地方公共団体に対して標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されております。こちらの法律の目標といたしましては……（「そこはいいです」と呼ぶ者あり）2025年度までの取組とされております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

国は今年度いっぱいに自治体が行っている20の業務を国の情報システムに統合しなさいと、これは法律までつくってやっているわけであります。しかし、そう簡単にはいっていないのが現状のようです。いろんなところで、今、矛盾が起きております。

こういう話があっております。最初は標準化されたシステムから国の情報連携基盤に連動して、新規のシステムを1週間で立ち上げができるようになりますと国は言っている。それと、自治体の負担軽減にもなると。国民はもろもろの手続をスマホで60秒で完遂できるようになるといううたい文句で始めたわけですけれども、実際は自治体の職員、これは名前を挙げてインターネットでいろんな人が声を上げていますけれども、何一つよいことがない。莫大な税金を投入しているのに何をやっているか分からないといった声がインターネットで山のごと出てきます。情報システム、これは必要ですよね。私も必要だと思います。しかし、わざわざ今年度いっぱいまでにやりなさいという縛りがありますので、駆け込んで今やられて、そういうエンジニアというんですかね、そういうシステムを扱う人が人手不足になって、どうもこうも回らんごとなっているのが現状のようです。

そこで、全国の市長会、あるいは全国町村会、中核市市長会、いろんなところから国に対して提言なり、要望なり、いろんなことが起きております。全国の市長会はどのようなことを国に提言なり要望しているか、お伺いします。

○DX推進室長（清水正行君）

お答えいたします。

全国市長会では……（「要所だけお願いします」と呼ぶ者あり）移行経費について、システム移行に係る経費については全額助成すること、そしてまた、運用経費についても助成ということを要望しております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

移行経費が莫大な金になっているようです。そして、運用経費も、これは中核市市長会が当たったところでは、半数以上に当たる30の市が2倍以上、うち13市は3倍、一番大きいところは5.7倍になったというのが中核市市長会から出ております。

八女市の場合、移行システム、もしくは運用経費がどうなるのか、試算ができているならお伺いします。

○DX推進室長（清水正行君）

移行経費につきましては、配信している資料のとおり、今のところ320,000千円ほどの移行経費ということで上げております。こちらについては国の補助金の対象となります。

また、運用経費につきましては、まだ精査中であります。先ほど議員御指摘の中核市市長会が出された平均、全国平均2.3倍と出ておりましたが、その金額と大体同等ぐらいの見込みでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

国がこの標準化を進めるに当たってどう言ったかといいますと、経費が3割節減できると言っているんですよ。これは公文書で残っていますけれども、3割節減できるどころか、2倍、3倍になっているわけです。これが現状なんですよ。これは直接、市民生活とは関わりはないんですけども、内部の問題ですが、やっぱりこういうところは国にきちっと移行した分の経費、あるいは運用費の経費、これは確実に国が持っていたくように、当然、市長会がそう要望していますので、それはそれでいいんですけども、そういう状況が今続いております。ですから、非常に職員の皆さん毎日、見えないんですけども、御奮闘願っているのは私も最近よく分かりました。本当に期日を切ってそれまでにしなさいというのは、負担の何物でもないと思います。年度内に移行できない市町村が相当出ているようです。八女市は全て移行できますか。

○DX推進室長（清水正行君）

現在の進捗状況といたしましては、システム開発と併せて運用テストを行っているところであり、年度内の移行を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

全て年度内で完結しますか、できますか。はっきりお答えください。

○DX推進室長（清水正行君）

現在のところ、全て移行するということで進めています。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

それならいいんですけども、いろんな自治体、大きい自治体ほどもう諦めてしまって、駄目だということになっているようです。そのため、国も5年間延長しますと言い始めました。本当にめちゃくちゃですよね。そういう状況です。

時間の関係で次に行きますけれども、国保と後期高齢者医療の保険証廃止後の対応及び云々ですけれども、保険証廃止後、いろんな問題が起きておると思います。そして、7月には保険証が切れましたので、また次の段階とか、いろんな問題が起きておるかと思いますけれども、市民の皆さんに周知するために、概略どういう流れになっているのか、今後どういう動きになるのか、お尋ねをいたします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

市町村国保につきましては、ほぼ全国のところで7月末に現行の保険証が期限切れを迎えたということで、7月の上旬に資格情報のお知らせと資格確認書の一斉送付を行っているものでございます。八女市におきましては、資格情報のお知らせを送付した方が1万149人おられて、資格確認書のほうは4,030人ということになっております。

それぞれ資格情報のお知らせが交付された方には、マイナ保険証と一緒に提示をしてくださいという、一緒に持ち歩いて、マイナ保険証での資格確認ができなかつた場合は資格情報のお知らせを提示してくださいと。そういうチラシも入れまして、今後、マイナ保険証のほうにスムーズに移行していくような情報提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

保険証を廃止したために、全国的にいろんな困難、トラブルが起きております。そういう中で、国もずっと運用を、はっきり言って継ぎはぎだからで、ようやくここまで持ちこたえてきたということですけれども、医療費、これはもう直接国保とは関係ないし、これは病院の窓口で一番問題になるんですけども、新聞報道を見ますと、保険医療の証明書、これが現在9種類出回っているそうです。1つが、いわゆるマイナ保険証です。それと、高齢者のために顔認証マイナンバーカード。そして、1歳児未満の方が5歳になるまで、顔写真なしのマイナンバーカード。それと先ほど出ましたように、資格情報のお知らせ。国は資格情報のお知らせだけでは駄目ですよ。マイナ保険証と一緒に医療を受けられませんというのを今日まで言ってきましたけれども、暫定措置として、来年3月までは資格情報のお知らせでも医療機関を受けられるように通知を出しております。そして、先ほど言いましたように、資格確認書。それと、マイナポータルPDFというのがあるそうです。マイナポータルにア

クセスしてスマホに保存するか、紙に写し取って、それを窓口に提供するのだそうです。それから、被保険者資格申立書というのがあるそうですけれども、何らかのトラブルで資格が確認できない場合は申立てをして、窓口に提供すれば3割負担でいいですよとなったようです。それから、マイナ保険証を搭載したスマートフォンが9月から運用されております。それから、期限切れ健康保険証、これは当然これで医療は受けられませんけれども、暫定措置として、国保、後期高齢者医療は来年3月まで保険証は切れてもよかですよという通知を出しております。実に9種類も、こういう医療保険の病院の窓口では9種類出回っているということのようです。

そして、来年からは、また今度、新しいマイナンバーカードが出てきます。そういうわけでもうめちゃくちゃです。前は健康保険証1枚あれば皆さん受けられていたのが、いろんな問題で継ぎはぎ継ぎはぎして、今は現実的に9種類が出回っている。病院の窓口は大変だろうと思います。そういう状況ですので、これは運転免許証と一緒に、併用すればよかったんだだと思いますけれども、今さら言っても駄目ですけれども、混乱続きであります。

1つ問題になってくるのが、マイナンバーカードは10年ですけれども、その中に入っている情報は5年で期間が切れます。これが今年あたりから相当増えるようすけれども、これについてどのような対応になるのか、お尋ねをします。

2025年度が全国で2,768万人、2026年度が220万人、2027年度が2,759万人がマイナ保険証の有効期限が切れるということになります。ですから、今後、市町村の窓口に相当そういう人たちが来るのは当然予想されますけれども、それについてちょっとどういう対応を取られるか、どういうシステムになっているのか、お伺いします。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合、マイナ保険証はどうなるのかというお尋ねだと思いますけれども、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れましても、有効期限の月の月末から3か月後の月末まではマイナ保険証として利用することができます。ただし、この期間を過ぎますと、マイナ保険証は利用できなくなるようになります。引き続きマイナ保険証を利用するためには、市町村の窓口で電子証明書の更新手続を行う必要があります。更新手続をされなかった場合は、オンライン資格確認の実施機関である審査支払機関からの対象者情報を一ヶ月ごとに保険者のシステムのほうに連携しておりますし、その情報を基に、3ヶ月を経過するタイミングで、申請によらず、資格確認書が発行されるということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

確認しますけれども、有効期限が切れた場合、3か月間は使える。それから、そのままにしておけば、自動的に市町村から資格確認書が届くという理解でよろしいですか。分かりました。

それで、多少隙間はできるかもしれませんけれども、ほったらかしとっても、資格確認書が届くので、医療を受けられることにはならないようあります。

ここに利用率を出していただきましたけれども、マイナ保険証の利用率、全国で31%、八女市国保が34%、後期高齢者医療が21%です。現在、一番新しい数字ですけれども。このような中で保険証を廃止してやるというのは非常に無理があつたし、今後も相当大きな問題が出てくる可能性があります。

先ほど言われますように、最低限、送られてきますので、ただ、問題は隙間が出てきたときにどうするかというのがちょっと疑問になりますけれども、それは自動的に送る場合、隙間なく、ぱっと届くように送られてくるものか、大分期間が必要なのか、そこら辺はどうなっていますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた後、資格確認書が届くまでの間の業務ということかと思いますけれども、3か月を経過してしまうと、もちろん医療機関で医療が受けられなくなるという状況になってしまいますので、切れる前までには届くような処理をすることになろうかと思っているところでございます。ただ、審査支払機関からの情報提供がございませんと、私どもも資格確認書をお送りすることができませんので、その連携のところがスムーズに行われるかどうかというところが問題になってくるのかなと思っています。

○19番（森 茂生君）

場合によっては、隙間が生じる無保険状態になる可能性が指摘されております。ですから、そういうところは市町村からも素早く情報提供していただくように再三しっかりと申入れをしていただきたいと思います。

これは最後になりますけれども、（電子音あり）資格確認書、それは無料で自動的に送られてきますか、お尋ねします。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

資格確認書、基本的に無料で送付することになっていると思いますけれども、再発行の場合ですか、そういったところの手数料まで、ちょっと今、確認できません。申し訳ございません。

○19番（森 茂生君）

今、各地で言われているのは、ある化粧品メーカーは再発行手数料を10千円頂きますと。とんでもない、これが今問題になっているんですけれども、3千円だったり、非常に高額なのが今出回っておるようです。ですから、これは再発行の場合、そんな10千円もかかったんじゃ、とてもじゃないんですけど、それは格安の値段でやっぱりお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、東京の渋谷区、世田谷区、これは資格確認書、資格情報のお知らせ、2種類あるのが日々変わってくるわけです。新しく転入したり、後期高齢者に移ったり、いろんな問題がずっと交差しながら、一人一人間違いなく送るためには、相当職員の方は気を遣っておられるんだと思います。ところが、渋谷区と世田谷区は、その手間は、とてもじゃないけど、することが駄目だということで、区長さんが英断をして、全員に資格確認書を送るということを決められました。そうすると1種類ですので、間違いなく届くわけです。これが2種類だったら、一人一人えり分けをせんごとなってしまうわけです。そして、資格確認書だったら、通常の保険証と全く同じように使えますので、問題は起こらないわけあります。

ですから、ぜひ八女市でも、相当職員が苦労してありますので、全員に資格確認書を送るということを決断されたらどうかなと思いますけれども、市長のお考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

現時点で資格確認書を全世帯に送るという方針は、私は取らないほうがいいかと判断をしております。当然、様々、事務負担を考慮しますと、資格確認書を一斉に送ったほうが事務負担は減るという、そういう指摘は当たる部分もあると思うんですが、やはりマイナ保険証の活用を私はもっと広げるべきだと。それは、例えば、薬の重複投与が防げるですか、医療機関が変わったときに前の治療情報を円滑に引き継げる、それは市民の皆さんの健康福祉の向上にマイナ保険証が寄与すると私は判断しております、そういうときに資格確認書を一斉送付すると、じゃ、これでいいやと、マイナ保険証に切り替えようという皆さんの動きを止めることにもつながると思いますので、そこは事務負担と市民の皆さんの福祉、そこを両にらみしながら適切な対応を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

私の考えと相当違うようですけれども、以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

先ほど電子機器の使用につきましては、音の発しないような設定にされるよう、よろしくお願ひいたします。

13時30分まで休憩します。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

10番川口堅志議員の質問を許します。

○10番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。10番川口堅志でございます。本日の傍聴ありがとうございます。

秋の祭りシーズンとなってまいりました。各方面でイベントもたくさん開催され、にぎわいの八女市になってくると思っております。私も微力ながらソフトクリームで頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、八女市に住み続けられるための政策について、そして2点目は、奥八女観光開発について、この2点を質問いたします。

詳細には質問席にて行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

10番川口堅志議員の一般質問にお答えいたします。

1の八女市に住み続けられるための政策について、(1)奥八女の商店街再生についてのお尋ねでございます。

特に過疎化が進行している奥八女の商店街につきましては、社会経済情勢の変化に伴い、売上げの減少、経営者の高齢化や後継者不在という大きな課題があると認識しております。八女市では商工団体と連携してプレミアム付商品券事業をはじめ、市内において新たに事業を開始する際に、その経費の一部を補助する新規創業補助金など、新規創業者や既存の事業者が主体的に活動できるよう支援を行っております。

さらに、本年度から新たに空き店舗の活用と新規創業の促進を目的に空き店舗バンクの開設を準備しており、複数の支援策を講じながら、商店街の活性化に向けた取組を行っているところでございます。

(2)買物弱者の対策についてのお尋ねでございます。

市では、社会福祉協議会に委託し、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、聞き取りなどを行い、地域の高齢者に寄り添いながら、生活課題の解決を図る取組を進めております。

買物支援については、重要課題の一つとして、生活支援コーディネーターを中心に、移動販売の導入や新規及び臨時店舗の開設など、各地域、各住民の実情に沿ったサービスにつな

げ、課題解消に努めています。

(3) 今後の具体的な計画についてのお尋ねでございます。

今後は地域生活を支える生産年齢人口の急激な減少が予測され、その影響を最も受けるのが買物や通院などの高齢者の生活であろうと思われます。

地域で活動している生活支援コーディネーターなどを通じて、地域の声を丁寧に拾いながら、ケースごとの実情に合った持続的なサービスの提供に努めてまいります。

2つ目の奥八女観光開発について、(1) 奥八女観光についてのお尋ねでございます。

八女市の観光については、令和5年3月に策定した第3次茶のくに観光アクションプランに基づき、関係人口を創出するまちをつくるよう努めているところでございます。

奥八女地区につきましても、地域の資源を生かした魅力ある観光事業の推進に努め、点在する観光施設同士の連携強化を図りながら、多様化する観光客のニーズに対応できる観光商品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

(2) 外国人観光客の誘致についてのお尋ねでございます。

海外でのプロモーションや外国人観光客向けの体験コンテンツの造成などにより、外国人観光客の誘致を行っております。また、外国語に対応した観光ガイドの育成や外国人観光客向けの対応研修などにより、外国人が訪れやすい環境整備に努めてまいります。

(3) 観光のシンボルになるような今後の開発の考え方についてのお尋ねでございます。

今後の奥八女観光開発につきましては、各地区にある既存の観光施設や観光資源を奥八女観光のシンボルとなるよう魅力向上を図ってまいります。具体的には、観光協会やFM八女と連携しながら、各地域でのイベント開催、都市圏での情報発信、地域資源を生かした旅行商品の開発などを行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（川口堅志君）

それではまず、商店街の活性化についてでございます。

商店街の活性化は、そのエリアに人と情報が集まることだと私は思っております。買いたいものが売られていて、そして、人が足を運び、物が売れることだと考えております。本市において商店街活性化の具体的なプランがございましたらよろしくお願ひいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

商店街の活性化につきましては、今後、その地域に人が住み続けていくためにも大変重要な課題であると考えております。

現在、本市で商店街としての組織があるのは旧八女市のエリアでございまして、こちらに8つの商店会がございます。また、この8つの商店会を統括する組織として連合会という組

織がございます。こういった組織がござりますと、イベントや施設整備などに関する県の補助制度がございまして、要件に該当するような案件に関しましては、こちらを御案内しております。また、本市につきましては、商店街連合会に対する補助制度がございます。12月に開催されております八女フクシマ100円商店街や飲食店部会が開催する八女さるーく祭り、こういったイベントに活用されております。

奥八女地域につきましては、これらの組織がございませんので、なかなか商店街が一体となった事業に関する県や市の制度が活用できていない面がございます。そういった中で、現在、取組を進めておりますのは、1つは、プレミアム付商品券の事業でございます。奥八女地域ということで、八女市商工会のふれあい商品券、また、グリーンペイがこれに当たりますけれども、令和7年度以降の発行額としましては、補正予算及び当初予算で420,000千円となっております。また、この商工会の商品券事業には参加事業者が約280社ということで非常に多くの事業者に参画をいただいております。この商工会商品券の特徴としましては、スーパー や ドラッグストアなどのいわゆる大型店利用を採用しておりませんので、その全てが地元の商店、事業者での利用となります。この面からしても、地元事業者への経済波及効果というのは非常に大きいものがあると思っております。

もう一点は、新規創業の支援でございます。本市では新規創業補助金を持っておりますので、奥八女地域を含む各地域で新たに創業いただき、出店を促す取組を行っております。これまでの実績で奥八女地域での創業も多数ございますので、こういった取組を今後も推進しながら、地域のにぎわいづくりとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後にもう一点、市長答弁にもございましたが、今年度から空き店舗バンクの事業を始めますので、こういった事業も商店街の活性化、にぎわいづくりに寄与するような取組にしてまいりたいと考えております。

○10番（川口堅志君）

様々な取組をなされると確認をいたしました。グリーンペイは私も活用させていただいておりますが、本当に助かっております。今後も惜しみない支援をよろしくお願いをいたします。

人と情報が集まり、そのエリアで商売をする方々のやる気と売上げが上がり、そこで創業したいという人が集まることも第一の条件だと私は思っております。どうしたら成功するのか、成功のポイントは幾つかあると考えます。それはキーパーソンと金とZ世代じゃないかと思っております。やはりみんなの中心となり、フットワークをよりよくエリア内を動き回り、情報を結びつけるような引っ張っていくキーパーソンの存在はこの商店街には欠かせません。既にそのエリアで商売をしている人、新たにそこで創業したいという人をつなぐという大きな役割も担っております。そのエリアで足りないものはどんな商品なのか、商

店なのか。商店街に人が来ないのは買いたいものがないからだということは確かにございます。商店街の商店確保、方向性が決まってからのPRのために行うイベント、店舗改装等には非常にお金がかかります。このようなことに補助金を投入していく覚悟も本市は必要じゃないかと考えております。

Z世代の存在も見逃せません。Z世代とは世代分離を表す言葉で、1990年代後半から2010年代生まれの世代をこのように呼ばれております。生まれたときから安定したインターネット環境があり、デジタル生活に何の抵抗もなく入り込める世代で、日本の全人口の約14%が存在するそうでございます。この世代が今後に消費者、買物客として存在感を増してくると私は確信しております。この世代にどうアピールしていくか、商店街の今後に大きく影響していきます。Z世代はオンラインで買物を済ませ、商店に行かないのではないかと思われておりますが、Z世代が買物をオンラインで完結させているわけではございません。実店舗で購買体験も見逃してはおりません。実際に商品に触れ、店の雰囲気をリアルに感じることを好む傾向も強いと言われております。この点からも今後の商店街は私は不可欠なものだと考えております。

このような現状で、本市は再生をした地区の成功事例を多分お持ちだと思っております。この事例をほかの地域でも生かせることができれば幸いだと考えます。

そこで、本市の奥八女の商店街再生に取り組むことは、今住んでいる場所で住み続けられるために必要だと思いますが、どのようにお考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

商店街の活性化については様々な全国的な事例がございますので、そういったものも参考にしながら今後取り組んでまいりたいと思っております。議員が言及されましたキーパーソンとお金、また、Z世代へのアピールということで、これにつきましても商店街再生に向けて大変重要なキーワードであると考えております。

まず、キーパーソンとお金の面でございますが、まさに今、議員が言及されましたように、本市は新規創業の取組に非常に力を入れております。商工会、また、商工会議所と市で連携しまして、現在、年3回の創業塾を行っております。中小企業診断士、また、政府系金融機関でございます日本政策金融公庫の担当者を講師にお招きしまして、創業に必要な知識や心構え、また、事業計画、資金計画について学ぶものでございます。近年では毎年、例年40人前後が受講されておりまして、基本的にはこの創業塾の受講後に、もちろんこれは全員ではございませんが、市内で創業されている状況でございます。

また、資金面の支援でございますが、本市の新規創業補助金は創業に関する様々な費用に関して補助率2分の1、補助限度額500千円という制度でございます。これについては年間

10件から15件ほどの利用があつておつりまして、奥八女地域でも令和2年度からの5年間で累計20件以上の補助金交付の実績がございます。今後も新規創業の推進につきましては、商工団体と連携して、創業準備のための学び、そして、資金面での支援について取組を進めてまいりたいと考えております。

また、Z世代へのアピールということについてでございますが、やはりいかにこの八女市、また、奥八女地域の事業者をPR、情報発信していくか、ここが非常に重要になってまいります。今後はやはりSNSでの情報発信がポイントになってくると考えております。現在、茶のくに観光案内所であつたり観光協会、また、まちのコイン事業でインスタグラムやフェイスブックを活用して情報発信をいただいております。また、一つの取組として、文化振興課で国の地方創生事業を活用して、いわゆるインフルエンサーと言われる、これはSNSで美しい風景であつたり、おいしい食べ物を写真や動画で情報発信する人材でございますが、これらの方々を活用して、国内外に本市の伝建地区の魅力や文化を発信して認知度を向上させる取組を行っていただいております。こういう取組で地域への誘客を促進して、また、Z世代にしっかりと届くような情報発信を行っていくことが今後さらに重要であると考えております。

○10番（川口堅志君）

しっかりと計画実行されて、一定の効果も拝見できました。さらに内外に周知を、これでもかという発信をしていただいて、将来に継続できるようお願いをいたします。

現在、黒木町の藤棚付近から福岡銀行までの区間と、下町というところがございますが、そこの整備を伝建地区の取組でなされているところでございますが、しかしながら、空き店舗、そして、空き家が点在して放置されたままで、この問題も個別で協議をされておりますが、個人ではどうにもならないようなところで行き詰まっております。使えない建物は壊して駐車場にする、さらに、使えるものは改装して安価でZ世代に賃貸するといった政策も私は必要ないかと考えますが、現在、本市としての奥八女の空き店舗活用についての対策があればお伺いをいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

先日、黒木町のほうに行きました際に中心部の商店街を通りましたが、確かに多くの店舗が空き店舗となっている状況であると認識をいたしております。これは黒木町のみならず、八女市全体で捉えましても、地域の活力、また、にぎわいの創出という観点から非常に大きな問題、課題であると考えております。

この課題解決に向けて、先ほど少し触れましたけれども、本年度、新規の取組で空き店舗バンクの制度を開設することとしております。これは定住対策課で行っております空き

家バンクの、いわゆる店舗版ということでございまして、市、商工会議所、商工会、そして、市内の不動産事業者の方々で連携して情報収集、また、物件の掘り起こしを行っているところでございます。これらを整理して情報発信を行いまして、物件を探している方とのマッチングを行う取組でございます。

Z世代を含めた新規創業の予定者、また、既存の事業者の方々と日々接している中で、新規出店に活用できる店舗物件情報のニーズが非常に高いものがございました。これらのニーズに応えるために現在準備を進めておりますが、できれば10月頃にはこの情報サイトをオープンしてまいりたいと考えております。最初は掲載物件につきましては10件程度からスタートを予定しておりますが、サイトのオープン後に広く市民の皆様に周知を図りまして、さらなる物件の掘り起こしを行いながら空き店舗の活用をさらに促していく、そういう取組を進めてまいりたいと考えております。

○10番（川口堅志君）

空き家バンクに続き、空き店舗バンクをつくっていただくということは非常に大事な政策だと私も思っております。私たちも奥八女にまだまだ住み続けなければなりません。10年後を考えると不安でいっぱいございます。猶予がないんですね。私たちに猶予はありません。この際、商工会、JA等、そして、市民も参加した形で活性化対策を行うことが大事じゃないかと思っております。よろしくお願ひをいたします。

商店街をより活性化するためのデジタルツールなどを活用した若手の活躍場所の提供などの取組があつたらお願ひをいたします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えをいたします。

デジタルツールの活用でございますが、今後、商店街の活性化、また、商店街のみならず、全ての分野の事業者がこのデジタルツールをどう有効活用していくか、これは非常に重要な課題でございます。企業の業務効率化や生産性の向上に向けた取組、これは人手不足への対応や収益性を向上させるために大変重要な課題でございまして、また、情報発信の分野においてもこのデジタルツールの活用は重要になってまいります。

この課題解決のために、本年度より新規事業として八女市の中小企業DX支援事業の補助金を創設しております。補助率は3分の2で、補助金の上限を500千円、当初予算で10,000千円を計上しております、財源は国の地方創生の交付金を活用いたしております。4月から事業を開始しておりますけれども、事業者の皆様からの関心も非常に高いものがございまして、昨日までで相談件数が50件、また、そのうち交付申請済みが20件となっておりまして、今後さらに申請がなされるものと考えております。

本事業を活用いただいて、一例を挙げますと、商店であったら、例えば、電子マネーへの

対応であったり、ホームページの開設、また、通信販売、いわゆるＥＣサイトの構築などに取り組んでいただくことで売上額の増、また、収益性の向上、人手不足の解消につなげていただきたいと考えております。今後もこれらの事業を行いながら、ＤＸの推進、また、ＩＴツールの活用をさらに促してまいりたいと考えております。

もう一点、若い方の活躍の場ということでございますが、今年7月から八女市商工会のほうに地域おこし協力隊の方に着任をいただいております。グラフィックデザインの専門性を生かしていただいて、祭り、また、イベントの企画立案、それにイベントポスターやチラシの作成、ＳＮＳなどによる情報発信、こういったことを行っていただいているところでございます。こういった若い方の感覚、スキルを十分活用いただいて、奥八女の商店街やイベントの活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。非常に丁寧にお答えをいただきましてありがとうございます。補助金の使い方も、幅広く浅くも大事でございますが、一極集中で取り組んでいくことも非常に必要じゃないかと私は考えております。デジタル、それから、ＡＩ等も惜しみなく駆使をして取り組んでいただくようお願いをいたしておきます。

それでは、八女市に住み続けられるためには買物弱者の対策も非常に大事じゃないかと思います。少子高齢社会の中で、今、新たにクローズアップされている問題に買物弱者の問題があります。高齢者や様々なハンデを抱えておられる方々が移動手段を持たずに買物に行けないという状況で、国では最寄りの食料品店まで500メートル以上離れ、車の運転免許を持たない人、交通機能や交通網の弱体化とともに食料品などの日常品の買物が困難な状況に置かれている人々と定義をいたしております。全国の買物弱者の推計は約800万人超とも言われておりますが、今後さらに増え続ける見通しとなっております。この問題は過疎地にとどまらず、交通手段の比較的豊かな地方の中心にも起こっております。八女市においても例外ではありません。問題の解決には、ボランティアなどの活動に期待するだけではなく、国や自治体の積極的な支援、協力が必要ではないかと思われます。

そこで、お伺いをいたします。

買物弱者については高齢者が多いと思われますが、高齢者数と要介護認定者数を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

令和7年8月末現在で65歳以上の高齢者は2万1,779人、介護保険の要支援・要介護認定者数は4,051人でございます。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。

高齢化は例外なく八女市でも重要課題でございます。今後も高齢者、要介護者数も増加していくことは、私は避けて通れないことだと思っております。引き続き惜しみない支援をお願いします。

買物弱者問題の具体的な解決方法としては、第1に、宅配、買物代行、配食など、家まで商品を届けるシステムの構築、さらに第2には、移動販売や買物場の開設など、近くにお店をつくること。星野ではセブン-イレブンさんが来ていただくということで、本当にありがとうございます。第3には、移動手段の提供により家から出かけやすくなる環境の整備を図ること、第4には、コミュニティの形成をすること、第5には、基礎、基盤となる物流の改善、効率化を図ることと言われております。免許返納を考えている方が買物などのことを考えると、手放せない方もたくさんいらっしゃいます。この奥八女の過疎地などではもっと深刻な状況であるのが現状でございます。買物弱者への対策は重要な課題だと考えますが、この点についてどのように取り組んでおられるのか、お伺いをいたします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

八女市では高齢者福祉サービスとして、配食サービスによる食の提供や高齢者生活支援ヘルパー派遣事業による買物支援を行っております。また、地域課題の抽出やその解決を図るため、社会福祉協議会に委託して、生活支援コーディネーターを各圏域に配置しております。生活支援コーディネーターを中心に買物代行や移動販売の調整、臨時店舗の設置などによる買物支援に取り組んでおります。

ほかには介護保険の訪問介護があり、また、市独自の生活支援ヘルパー派遣と同様に、家事の支援の中で買物の支援もできております。令和7年4月から中山間地域である矢部村、星野村の全域と黒木町、上陽町の一部地域に対して、よりサービスが広く行き渡るよう、介護保険の訪問介護及び市独自のヘルパー派遣の実績に応じて事業者に補助を行っております。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。しっかりと各方面から思いやりのある取組をなされているようで、私も安心しました。

私たちももうすぐ後期高齢者になります。かなり気になる分野でございます。今後もできる限りの支援に取り組んでいただくようお願いをいたしておきます。

それでは、買物弱者対策を考える上では、高齢者、福祉、地域商業、さらに交通確保、地域活性化など、様々な方面から総合的に検討を行う必要があると私は考えますが、地域で横断的なプロジェクトチームを編成するなど、若い世代から高齢者の方々が得意分野を生かして商店街で活躍できる、また、発信できる地域住民参加型の市が支援する体制づくりを強化

するべきだと私は考えておりますが、市長より本市の本格的な見解をお伺いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この買物弱者の対策というのは、地域の活力を維持、発展させるためには非常に重要なという思いは私も共有させていただいているところでございます。やはり議員から御指摘いただいたとおり、この買物弱者対策というのは本当に総合的な取組が必要になる。具体的な取組はこれまで課長答弁でも説明をさせていただきましたけれども、例えば、宅配、自宅にいながら必要なものが手に入るというところについては民間の事業者の方の取組が中心になりますので、そこはしっかりと民間事業者の方と行政としてどういったことができるか、支援策も含めて連携をしたいと思います。

また、実店舗につきましては、先ほどコンビニについて言及をいただきましたように、こちらも民間事業者の方に、今まさに民間事業者の方も利益の部分以外に社会貢献、過疎地対策といった観点も非常に年々重要視されていますので、そういう観点から、当然、星野村以外にもそういった実店舗の展開というものは引き続き追求していきたいと思いますが、一方で、今、議員から御指摘いただいたとおり、本当に地域の取組、住民参加型の取組というのがやはり非常に重要になってくると思います。そういう意味では、私は非常にいい事例だと思いますのが、まさに議員の御地元であります黒木町の木屋地区で「こやこて」という地元のまちづくり協議会の方が主体となってつくられた店舗、私もオープニング式典に参加させていただきましたが、こちらが本当に日々お店の前を通させていただいた際も常にいろんな方が買物に来られている。その中の品物も充実していて、また、発信もまさに議員が御指摘されたとおり、SNSで積極的に発信をされていましたり、まさにああいった地域住民の皆様が主体となった取組が大きく広がっているというのは、今後、八女市内の各地区でも参考になる非常にいい事例だと思っております。

市としても当然しっかりとそういう住民主体の取組を支援させていただくという中でも、やはり住民の方々が地域にとって何が必要かというところを積極的に自主的に議論されて、そういう自主的な取組を共にやっていくという体制をつくっていきたいと思っております。

また、もう一点重要な点としては交通手段の確保、こちらについてはやはり行政が主体となってやらないといけないところだと思っております。今、ライドシェアの議論も進めさせていただいておりますけれども、一方で、今までずっと八女市で運用してきた乗合タクシー、こちらも高齢者の方が利用は中心になっておりますが、やはりまだ使いやすくするよう改善点もありますので、そういうライドシェアといった新しい技術の議論に加えて、乗合タクシーもより改善をして使いやすくする、そういうところも併せて進めて、様々な複合的な取組を進めてまいりますけれども、まずはやはり地域の皆様が主体となった住民の

方々の参加型の取組というのはしっかりと進めていきたいと思います。

以上です。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございました。しっかりと今後のプランも考えていただいておることを確認させていただきました。

市民の方々の不安は高齢者に限らず、若者も将来の自分の心配やら親の心配やらで問題は尽きません。私たちも自分の目の前にある課題でもあります。少しでも不安を取り除ける支援をお願いいたしておきます。

今日の質問に奥八女の買物弱者の交通手段としてライドシェアの質問も予定をしておりましたが、先日、執行部より夜間外出のタクシーによる実証運行が黒木町を中心に実施されることでしたので、買物で遅くなったり、遅くからでも出かけられるということでございますので、今回は実証実験の結果を注視していきたいと思っております。

それでは、次に進んでいきます。

奥八女の観光についてでございますね。

観光は地域の自然、歴史、文化等の資源を活用することから、地域ぐるみの観光地づくりは地域の文化の発見、創造を通じてよりよい地域づくりに貢献するものであり、住民が地域の魅力を再認識するとともに、郷土愛と誇りを育てていく効果があると考えております。楽しいところには人は集まると言われるように、観光地づくりは地域住民の生活の質を高め、交流人口を増大させ、地域の活性化を促すことになるのは確かでございます。

観光には地域の特色ある食材や、そして、工芸品、地場産業への波及効果を発生させ、所得と雇用を拡大し、地域経済を活性化するための先導役としての大きな役割があると私は確信しております。特に、地元食材の提供や農山漁村、それから、森林をはじめとする豊かな自然を観光の場として活用することなどにより、観光産業と第1次産業が連携して農山漁村や中山間地域を活性化できる可能性があると思います。

そこで、具体的に本市での観光事業はどのようなものがあるか、また、どのように進められているのか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

八女市の観光につきましては、観光地域づくり法人、いわゆる観光DMOのFM八女や観光協会と連携して展開をしております。奥八女地域の観光につきましても、各地域の祭りなど、各種イベントの補助や、旅する茶のくにバスツアーや茶のくにタクシーガイドツアーを定期的に実施し、観光事業を推進しております。

近年、旅行スタイルが見学、買物中心の観光から、そこでしかできない体験等が中心の観

光へと推移しており、奥八女地域の各施設と民間事業者の魅力を組み合わせて、八女ならではの体験をしてもらう観光に力を入れております。

そのほか、観光関連指定管理施設20施設の運営、県や関連自治体との連携による観光振興事業等を実施しております。

以上でございます。

○10番（川口堅志君）

観光DMOをはじめ、様々な政策がなされていると確認をいたしました。私も以前からイベントがあるとじつとしていられない性格でございまして、あっちこっちで頑張っております。これからも皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたしておきます。

それでは、観光客誘致についてということでございますが、外国人観光客にはメディアを通じて日本社会を見聞きするのとは異なり、実際の人間像と生活をよりよく理解できる機会を提供する。国の繁栄には成熟した国際感覚が必要であると言われるが、国際観光交流はバランスの取れた国際感覚を育てる絶好の機会だと私は考えます。また、我が国は国際理解が十分得られない傾向もあることから、訪日外国人を飛躍的に増大させ、素顔の日本人を見聞してもらうということはぜひ必要ではないでしょうか。近年ではこのような観光客に対する感覚が地域にも反映をされてきていることと存じます。当店にも時折、外国人の観光客がいらっしゃいます。日本茶を求めてまいりますが、翻訳ソフトを使って、しっかりと日本茶のおもてなし、そして、日本のおもてなしをやっているところでございます。

そこで、お伺いしますが、本市としての外国人対応マニュアルはあるのか、また、あるのであれば御紹介をお願いいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

外国人観光客への対応マニュアルはございませんが、主要な観光案内パンフレットについては、英語、中国語、韓国語のパンフレットを作成し、活用しております。また、観光案内所には英語、スペイン語に対応できるスタッフが対応しております。その他の言語につきましては、スマートフォンの翻訳アプリを活用しているのが現状でございます。

また、八女観光サイトでは日本語、英語、中国語に対応しておりますが、外国人観光客の利便性の向上に努めています。

○10番（川口堅志君）

スマートフォンなどの翻訳は結構正確に翻訳してくれますが、やはり対面でおもてなしをするということは非常に大切だと思っております。大切な観光客を一人でも多くおもてなしできる人材育成をお願いしまして、次へ進んでいきたいと思います。

新規観光のシンボルになるような開発はということでございますが、現在、本市において観光客がネットなどで拡散をして観光客を呼ぶような観光資源は見当たらないように私は感じますが、ありましたらどのようなものがあるか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

今現在、誰もがSNSを活用してインターネットで情報発信者となれる時代になっております。何がネット上で注目を集め、それが拡散して観光客を呼び込むことができるのかはなかなか予測がつかない状況でございます。全国的に見ますと、映画やアニメ、テレビ、CMなど、各種媒体へ取り上げられ、ネットで拡散している例などがございます。現在、八女市でも観光の新たな可能性として映画やCM等を誘致するフィルムコミッション事業を観光協会と連携して行っております。

そのほか、公式ホームページ、各種SNSを活用し、より多くのツールを使って市内外の皆様にイベント等の情報を発信して、少しでも市内のにぎわいづくりに資するような取組を実施しております。

○10番（川口堅志君）

近年では八女市もLINE等でいろいろ発信をしていただいております。ネット発信は市民が発信していただけるような仕組みづくりもまた必要じゃないかと思っております。その辺りのプランニングもしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

黒木の大藤は、言うまでもなく八女市において観光客数は群を抜いております。季節的なものでありますが、年間を通じて来町していただくには足りないものがあると思っております。遊び心のシンボル的なものに欠けておると思いますが、そんな中で、黒木の有志、それから、雑談の中で密かにまちづくりを盛り上げるための立体歩道橋など、ネットで拡散されるような話題性のある観光資源を黒木式のやり方で開発できたらという話があつております。黒木駅跡の駐車場とイベント広場を横断する際に、今のところ非常に不便を要しております。この際、どこにもないようなシンボル的な立体歩道橋を設置して観光資源にしたらといった途方もない提案でございますが、以前より私のほうにいただいております。

このようにとんでもないようなことから人が集うということは珍しくはないと私は思いますが、何かそのような変わった提案などを受け入れる用意があるかどうか、お伺いをいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、大藤まつりにつきましては、観光振興課の入り込み客数調査になりますが、令和7年度は10万4,000人と多くの観光客に来場いただいております。まずはネッ

トで拡散されるような話題性のある観光資源がどういったものであり、観光資源がシンボルになり得るかどうかを他自治体の事例等を研究させていただきたいと思います。

○10番（川口堅志君）

ありがとうございます。

黒木駅跡もグリーンピア八女も敷地はたくさんあります。若年層向けの現代オリンピック種目にも入っているようなスポーツ施設にも有効活用ができるかと私は思っておりますが、無数に活用手段はあると思いますので、ぜひ視野に入れておいていただきたいと思いまして、最後に、今後の奥八女観光開発について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今後の奥八女地域も含めた本市の観光の戦略について、まず、先ほどの質問の中で市議のほうから八女市はあまり観光客を呼ぶような観光資源はそんなにないんじゃないかなという御指摘をいただきましたけれども、私は逆に八女市ほどこんなに観光資源に恵まれている場所はなかなかないんじゃないかなと、本当に類いまれなる地域だと私自身は思っております。

じゃ、なぜ観光客がなかなか伸びないのか、先ほど観光入り込み客数の数字が具体的に観光振興課長からありましたけど、まだまだ伸ばす余地はあると思っていまして、やはり一つ足りないのは発信だと思っております。議員から御指摘いただきましたとおり、今は様々な情報媒体がある。若い世代はＳＮＳを中心になりますけれども、そのＳＮＳも含めて発信のこれまでのやり方を見ていますと、例えば、合併後も各地区ごとに観光協会、今、支部制が取られていますけれども、それぞれの支部ごとに発信をしている。当然、一番地域のことを分かっている方がそれぞれ発信するのは非常に大事なんですけれども、やはりそこの横の連携が取れていないというのが大きな課題だと認識をしております。そういった問題意識は既に観光協会の皆さん、もちろん府内も含めて共有をさせてもらっているところでして、そういった観光協会の横の連携に加えて、府内内の部署間の連携という意味でも、例えば、観光については観光振興課が中心になりますが、八女の観光資源としましては文化資源も様々ございます。伝建の町並みでしたり、南北朝をはじめとした歴史、そういったのも大きな観光資源の一つ。今、国も文化財を保全から活用という方針にかじを切っておりますけれども、そういったところの部署間の連携という意味で、観光振興課と文化振興課をしっかりと連携をしていく。また、それを観光だけではなく、ふるさと納税につなげるために商工・企画誘致課も連携しないといけないですし、そういった形で府内の横の連携も強めていく、そういう取組を通じてしっかり発信していくということが大事だと思います。

まずは足元のものをしっかり知ってもらう、今ある資源を活用するということはもちろんですし、また、当然、今情報があふれる中で世の中のはやり廃りのスピードも速くなっています。

ますので、そういった中で、新しい観光資源を新たにつくっていくということも大事だと思います。そのときに、今、日本全体の観光、これはさきの答弁でもありました、モノからコト消費ということでいろいろ体験というものが重視される。そういった体験というところでも八女も様々できる可能性はあると思いますし、もちろんそういったソフト面が中心になると思いますが、今、議員から御提案のあったことは、また詳細は地元の考えておられる方から私も聞いてみたいなと思うんですが、何か地元主体で新しい観光施設をつくるといったことももちろん、そこも一番地域のことを分かっておられる地域の方々が主体となる事業というのも含めて、しっかり市としては後押しをしていきたいと思います。

以上です。

○10番（川口堅志君）

市長をはじめ、担当課長の明確な答弁をありがとうございました。

少子高齢化に伴い、若者が訪問する取組が各種方面で模索されております。とんでもないイベントにたくさんの子どもから高齢者が集まることもまれではありません。以前、黒木では自治会を中心に、帰省をされた方々に対して盆踊り大会というのがあっていましたんですけど、これも自治会の会長が替わった途端に中止になってしまったという経緯があります。代表が替わるといろんな政策も変わってまいりますので、この辺のところもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

現在、大藤まつりの観光客はもちろん、田代ホタル祭りも各方面からたくさんの訪問者があります。私もホタル祭りは最初から取り組んでまいりましたが、コロナで中止になっておりました。しかしながら、今、若者と子どもが中心になったホタル祭りが開催をされております。今年、久しぶりに行ってみましたが、市長も頑張ってきていただいてありがとうございます。非常にぎわっておりました。駐車場が満杯で止めることができないような状態で、人があんなに集まることも今までホタル祭りでなかったと思うんですよ。その辺のところもやはりこれから住民参加型の開発につながる一端となっております。

若者が中心となり、我々高齢者がこれを応援すると。老若男女が関わり、観光は成り立っていくものだと私は思っております。その若者が集まる政策を奥八女にもぜひ取り入れていきたいと思っておりますので、ぜひこれから先も支援のほどをよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

10番川口堅志議員の質問を終わります。

14時40分まで休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

14番牛島孝之議員の質問を許します。

○14番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴に見えている皆様並びにインターネットで視聴されておる皆様、本当にありがとうございます。本日最後ですので、頑張って質問したいと思っております。

1つ、八女市の農業、林業に対する考えはということで、6点ほど聞いてまいります。

次に、公立八女総合病院についてということで、4点ほど聞いてまいります。

3番目、今後の行政の機構改革及び創造的活動従事制度についてということで、3点ほど聞いてまいります。

4番目、八女市の教育問題について、4点ほど聞いてまいります。

執行部におかれましては、市民の皆様、傍聴の皆様、ネットで視聴されておる皆様、分かりやすい言葉で簡潔明瞭に回答をお願いいたします。

○市長（簗原悠太朗君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

1つ目の八女市の農業、林業に対する考えは、(1)国が進める大規模農業、スマート農業に対する八女市の考えは、また稼げる農業に対しての施策は、大型農機具に対する補助はあるのか、また、米の増産は可能なのかというお尋ねでございます。

国が進める大規模農業、スマート農業につきましては、農業の担い手が減少している状況において、生産性の向上を図る上で重要な取組と考えております。

大型農機具につきましては、福岡県の補助事業を活用し、水田機械等の導入支援を行っております。

また、米の増産につきましては、国の水田政策を踏まえて、関係機関との連携により、適切な対応を進めてまいります。

今後、稼げる農業の実現に向けては、多様な担い手の育成・確保や、生産性向上のための農業新技術の推進、主要農産物のさらなるブランド化や輸出力強化による国内外への販路拡大など、関係機関と連携した取組が重要であると考えております。

(2)現在八女市において土地改良事業は計画されているか、また現在行われている土地改良事業はあるのかというお尋ねでございます。

第5次八女市総合計画に基づいて、県営中山間地域農村活性化総合整備事業を推進していくところでございます。

現在、主な土地改良事業としましては、県営中山間地域農村活性化総合整備事業の新星野2期地区と奥八女東部地区、県営農村総合整備事業の八女地区について、福岡県の施工で実

施しております。

(3) 八女市において過去に行われた土地改良事業と実施面積（旧町村を含む）というお尋ねでございます。

市内で過去に実施された事業規模5ヘクタール以上の土地改良事業は、事業箇所34か所、実施面積約1,010ヘクタールでございます。

(4) 令和7年6月議会において質問した福岡県林業大学校を八女市に誘致することについて、県に要望する考えはあるか、あるいは八女農業高校に林業科の要望はできないかというお尋ねでございます。

森林資源が充実し、間伐や主伐・再造林等の事業量の増大が見込まれる中、将来の林業を担う若者の育成及び新規就業者の確保は重要な課題と認識しております。

また、林業の基礎知識や林業で稼ぐ力をしっかりと引き出す多様な知識、高度な技術を兼ね備えた安全意識の高い人材の育成が必要であると考えております。

福岡県においても、人材育成や労働環境の改善を通じて、林業従事者の定着率を高めていくことが重要であることから、各種施策が講じられております。

また、八女農業高校では、八女の林業という科目を設け、林業についての座学・実習を行う方向で準備が行われていると伺っております。

引き続き、関係機関に対して、林業大学校等の設置をはじめ、林業施策の充実に向けて要望を行ってまいります。

(5) ドローンの資格取得のための講習費用の料金はどのくらいか、訓練に対する補助はあるのかというお尋ねでございます。

ドローンの資格取得のための講習費用等につきましては、講習から資格試験等までの費用を含めて1人当たり200千円から300千円程度を要すると認識しております。

また、現在、本市を含め、福岡県内でドローンの講習費用等に対する補助を行っている自治体はございません。

(6) 中山間地の荒廃農地に侵入した、雑木等の処理のために使用する竹チッパー等の購入に対する補助はあるのかというお尋ねでございます。

八女市では、荒廃農地に侵入した雑木等の処理のために使用する竹チッパー等の購入に対する補助制度はございません。

ただし、特用林産物であるタケノコ生産を対象とした竹林整備に関しましては、福岡県特用林産基盤整備事業による竹チッパーの補助制度があり、それに対して市の上乗せ補助を行っております。

2つ目の公立八女総合病院について、(1)公立八女総合病院の必要性について市の考えはというお尋ねでございます。

公立八女総合病院には、救急をはじめとして、僻地、周産期、そして、小児などの採算性の低い医療を担う公立病院としての役割に加え、市民に身近な病院や診療所と連携して地域全体の医療を支える地域医療支援病院といった重要な役割があると考えております。

(2) 現在は企業団の構成団体として広川町と一緒にあるが、八女市単独であっても病院の新築は進めるのかというお尋ねでございます。

今後の医療ニーズへの対応や医療人材の確保、経営改善といった課題の解決には、企業団の構成自治体である広川町はもちろん、同じ医療圏を構成する筑後市との協調も不可欠であると考えております。

(3) 筑後市立病院との統合についての話合いは行われているのかというお尋ねでございます。

今般、公立八女総合病院企業団に設置された八女・筑後医療のあり方検討協議会には、八女市や企業団のほか、広川町、筑後市、筑後市立病院、八女筑後医師会、そして、久留米大学が一堂に会し、医療圏を同じくする公立八女総合病院と筑後市立病院との機能分担について詳細な協議が行われる予定でございます。

病院事業の効率化を進め、医師不足や経営の改善など共通の課題を解決するためには、2つの病院の緊密な連携が不可欠であると考えますので、引き続き協議会の場を中心に、関係者との議論を継続してまいります。

(4) 医師の確保は本当にできると市は考えているのかというお尋ねでございます。

公立八女総合病院の医師については、これまで、その大半を久留米大学からの派遣で確保していますが、近年は卒業生の都会志向などの影響で、派遣できる人数に限りが生じております。その対応については、主な受入先である公立八女総合病院や筑後市立病院にも求められており、その対策の一環として進められている公立八女総合病院の再整備計画には、市としても積極的に関与して、安定的な医師の確保を図っていく方針でございます。

3つ目の今後の行政の機構改革及び創造的活動従事制度について、(1)行政の機構改革として、再度東部地区（旧2町2村）について黒木支所を総合支所として検討する考えはというお尋ねでございます。

平成27年4月に黒木総合支所を黒木支所へと見直した経緯につきましては、行政運営の効率性に基づいて行われたものであると認識しております。

総合支所としての機能の見直し後においても、黒木庁舎内に第二整備室や東部健康づくり室を設置し、東部地区の地域住民に対して効率的で効果的な行政サービスを提供する拠点としての役割を果たしております。

行政組織は、常に時代状況に即した効率的で機能的であることが求められており、今後とも本市に最適な行政組織となるよう、隨時検討を行ってまいります。

(2) 総合戦略室（仮称）的なものを設置すべきではというお尋ねでございます。

人口減少をはじめとした地域課題の解決のためには、将来を見据えた施策を展開し、未来像を描きつつ、変化する時代に柔軟に対応できる組織機構へ変革していく必要があります。そのため、現在、機構改革研究委員会を設置し、機構改革についての調査研究を行い、令和8年4月から導入する組織機構案の策定に取り組んでおります。

(3) やめセカンドジョブ制度を設置された目的はというお尋ねでございます。

近年増加している分野横断的な行政課題に対応するために、部署の垣根を越え、職員の知識や経験を最大限に活用することが不可欠であると考えております。

やめセカンドジョブ制度は、職員一人一人の業務効率化によって生み出された時間を、課題の解決や市民サービスの向上に充て、市役所内の人材や勤務時間の流動性を高めることを目的として設置したものでございます。

4の八女市の教育問題については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

4、八女市の教育問題について、(1)給食無償化に対する八女市の考えは、無償化した場合の年間予算はについてでございます。

学校給食費につきましては、国の動向を注視しながら、現状の助成制度を基本として、保護者の負担軽減に取り組んでいきたいと考えております。

また、給食費を無償化した場合における必要な年間予算額は、令和7年度で試算すると、約253,000千円となります。

(2)次年度新入生に対して、ランドリュックを市で無償提供できないかについてでございます。

小中学校、義務教育学校に入学または進級する際における家庭の経済的負担の軽減と、児童生徒の健全な育成支援のために、入学祝金を支給しており、学用品等の準備も含めた総合的な子育て支援策を行っておりますので、これらの制度に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

(3)熱中症対策として、学校体育館にエアコン設置することについて、八女市の考えはについてでございます。

学校体育館への空調整備につきましては、近年の温暖化の状況や、国が避難所機能を強化しているという観点から、今後の必要性について検討してまいります。

(4)デジタル教育の再考について教育長の考えはについてでございます。

I C Tを教育に活用する利点として、個別最適な学びの提供や、音声・動画などの活用が

容易になり、合理的配慮を含めて、多様な子どもたちにとって学びの助けになることが挙げられます。一方で、健康面の心配など問題点も指摘されております。

八女市としましては、これまでの教育実践とＩＣＴのベストミックスを図ることが大切であると考えております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

まず、八女市の農業、林業に対する考え方についてお聞きいたします。

資料を頂いております。スマート農業とはと。ロボットやAIなどの先端技術を使って、農業の作業効率化や品質向上を目指す取組のこと。具体的には、ドローンやロボット農機を活用した作業の省力化やAIを使った各種データの解析・活用による収穫量や品質の向上などがありますとなっております。

それで、スマート農業のための農機具の価格ということで、ドローンが2,140千円から3,530千円、田植機がオート田植機で4,870千円、コンバインが14,430千円、令和7年度にはトラクターで営農システム等とのデータの連動ということで、トラクターが11,193千円、田植機が3,315千円、これはこれで悪いとは言いません。

8月8日の西日本新聞の社説「コメ増産へ転換 持続可能な生産基盤築け」、「作り過ぎによる米価下落を防ぐため、政府は1970年代から減反を進めた。2018年に減反を廃止した後も、需要と生産の目安を農家に示し、飼料米や麦、大豆への転作に補助金を出して生産抑制を続けてきた。」、ところが、昨年より米が高いということで、急に増産をしろと国は言っております。

「コメ農家はこの20年間で半減した。」と。八女市の資料を頂いておりますが、2010年農林業センサスで、総農家戸数5,575戸、2020年農林業センサスで3,614戸、64.8%です。

それと、八女市の過去10年間の米の収穫量、平成27年1,753.8トン、令和6年1,135.3トン、64.7%。

ちょっと時期はずれますが、農家の減り方と収穫量の減り方がほぼ数字的には変わりません。今現在、本当に増産増産と、増産できると思われますか。いかがですか、課長。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

米の価格高騰、米不足という形で、特に水田利用されている農家については情勢を見守っておられることと思います。

米の増産という形で申されましたけれども、今、国のはうは、政策的には令和9年度から米政策を大きく、食料・農業・農村基本法の改正に基づいて、ここ5年間で大きく農業構造を転換していくところを示しております。

増産については、先ほど若干社説でありましたけれども、変遷を申しますと、29年まで米の生産コスト、価格補填……（「できるかどうかを聞いております」と呼ぶ者あり）

現在、国のはうは増産の指針というのではなくて申し上げておりません。海外への輸出、輸入、あるいは需給供給のバランスとか、気候変動とか、流通の面では、いろいろな自主流通米に代わりまして、いろんな流通形態も出ておりましますし、縁故米とかの流れもありますので、国としてはまだ以前のような増産とか生産調整とか、そういう指針は出ておりませんし、恐らく今後も作物支援という形で、水田をフル活用した水田による収益性を高める、こういった政策は8年度までは続くということで理解をしております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

回答は簡潔明瞭にお願いします。できるかできないかを聞いております。私はできたとしても本当に必要な、八女市の場合、要するに、旧八女の平野部分はできる可能性はあります。問題は中山間地ですよ。これをどうするかです。これができないなら、中山間地の農業は潰れますよ。やはりそこをどうするかが本当の八女市の農業の視点だらうと思うんですね。平地はできます。ハウス農業であろうと何であろうとできますけれども、一番重要なのは、中山間地の農業をどうやって守っていくのか。そこに住んでいただいて農地を守っていただく、これが一番必要だらうと思います。副市長、それについてはどういう考えですか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、平たん部と中山間地域の農業の実態については完全に異なっているだらうと思っています。スマート農業の導入の仕方、そういうものについても、やはり手法は異なってくると考えております。そういう意味で、中山間地の農業をいかに持続させていくか、そういうことが大きな課題であろうと認識しているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

市長にお聞きします。

市長は中央官庁におられましたので、農林水産省とか、いろいろな方と横のつながりがあると。特にコロナ問題で、私は中央官庁の方が机の上と頭の中で考えた考えとは、実際農業をやっているのとは違うと思います。それが分からぬ、やはり中央官庁の方はそこでしか仕事をしていないから分からぬ。

市長の場合は一応——一応じやありません、八女市長になられましたので、幼少期は星野で過ごしてありますので分かられると思いますけれども、本当に高齢者が農地を守って頑張っておられます。同僚議員も昨日聞かれましたけど、後継者がいないんですよ。うちの町

内でも、やっておるのは私と同級生と77歳、あとはよそから入ってきてあります、特に郡部から。それでやっと維持しているんですよ。

やはり本当に守るべきは中山間地の農業をどうやったら守れるのか。今、後継者がいないけれども、後継者が今まで、自分の子どもじゃなくてよそから入って、入り農でしてくれるのか。やはりそこをしっかりとしないと、要するに、山間地でしてある方は本当に農地を守って、あるいは林業をしながら山林を守って、やっぱり災害がないように、小さなダム、そういうふうで守ってあるわけですよね。

それについて、国が言うスマート農業、何かスマート農業というと耳障りがいいですけれども、なら、スマートじゃない農業、本当に汗を流して中山間地で頑張ってある、そういう方たちに対する市長の考えはいかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、3分の2が山間地を占める八女市において、基盤産業である農業の発展は、やはり山間部の農業の発展なしにはなし遂げられないという、その認識は私も共有させていただいているところでございます。

そのときに、今後どうやって山間部の農業を活性化していくのかというときに、私も大きく2つの方針、まずは大きな軸として2つ考えておりまして、1つは、もうこれは平時と共通でございますけれども、何より農業を稼げるようにするという、これはもうかねてより申し上げているところでございます。

じゃ、どのように稼げるようになるかというところは冒頭の答弁でも申し上げさせていただきましたが、今御指摘いただいたスマート農業というところについて申し上げますと、大規模化というのはもうそこは物理的に難しい。やはり山間部は棚田といった、山間部を削つて作った畑が多いですので、もうそこは物理的に、当然、基盤整備事業もやれるところはしっかりとやっていきますが、やはり平地に比べると大規模化はどうしても難しい。

ただ一方で、じゃ、スマート農業は山間部でできないのかというと、そこについては、私はその考え方自体をむしろ変えないといけないと思っております。この山間部でどうやってこれから生産性、効率性を上げていくかというと、スマート農業に関しては、先ほどコンバインですかトラクター、様々なドローンといった技術を紹介いただきましたけれども、そういういったものを山間部でも導入できるものはございますし、それ以外にも、今スマート農業といつても本当にいろんな多様な技術が開発されている。それを山間部においても、山間部だからできないのではなくて、山間部ならではのスマート農業というものをこれから考えていく必要がある。それはまだまだ、八女市はもちろん、日本全体でも世界でも余り進んでいない考え方なのかもしれません、まさに先週、オランダのパビリオンで万博で行われたス

マート農業、施設園芸に関する議論の中でも、中山間地だからこそそういった技術開発が必要だという認識は各主体持っているというところを共有させていただいて、今後、八女がまさにそういった中山間地の効率性向上についてリーダーとなれるんじやないかというところを目指したいと思っております。

一方で、もちろんそういった平地に比べると、やはりどうしても生産性を上げづらい場所というのは、もうそこは物理的にしようがない部分もありますので、そういったときにやはりもうそこは稼ぐということを目的にしない、多様な主体が入るような仕組みづくりも必要だと思っております。

例えば、具体的な事業と合わせて紹介させていただきますと、今年から実施させていただいておりますクラインガルテン事業、こちらは耕作放棄地ですとか、そういったところで家庭菜園、もしくはその延長で農業に取り組みたいという方に気軽に入っていただく、そういった取組をこれから進めていきたいと思いますし、また、別の観点では、先ほど市議のほうから、小さなダム機能というお話をいただきましたけれども、そういった農業の生産物を生産する以外の役割、それはそういったダム機能といったところだったり、生物の多様性の維持、そういった観点を今評価する仕組みというところも少しづつできていますので、ここを今回、八女茶という観点でE S G評価というものを行いましたが、そういった山間部の農地というのが農産物を生産する以外にどういった機能があるのか、どれだけその人の生活に寄与しているのかというところをしっかりと見える化する、評価されるような仕組みを作ることが重要だと思いますので、そういった複合的な取組を進めて、ただ、何よりまずはやはり中山間地だからといって稼ぐことを諦めずにその生産性をスマート農業も含めて上げていく、そうすることで後継者の方も出てくると思いますし、そういったところは直に追求していきたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

市長の言われる、要するにこの社説の最後のほうに書いてあります。「九州に多い中山間地は、農地の集約や水田の区画拡大による大規模化は難しい。だからといって軽視してはならない。水田の多面的な機能を尊重してほしい。」と、今市長が言われたようなことだろうと思います。

これは日曜版のしんぶん赤旗の9月7日号です。これに政府が狙う農業大規模化、小規模のほうが実は高い効率性ということで、「カナダに拠点を置く国際N G Oの試算によると、小規模農業が担う「農民的食料システム」は、世界の食料生産に用いられる資源エネルギー量の25%しか使わずに、食料の70%を生産しています。これに対し、大規模農業が担う「工業的食料システム」は、資源エネルギー量の75%を消費しながら、食料の30%しか供給でき

ていません。」と書いてございます。

次に、ドローンの資格取得についてですが、これはちょっとある方から聞かれたんですが、自分のところに農業をする新人を雇いたいと。大規模にやっておられるので、ドローンの資格を取得させたいと。それに補助はないかということで聞きましたところ、該当なしという回答です。他の自治体の施策はということで聞きましたら、福岡県内では該当なしということです。

具体的に該当がないから八女市もしませんじゃなくて、八女市は検討という言葉じゃなくてやれるかやれないかで言ってください。検討というのは、行政用語でやらないと私は思っておりますので。やれますか、やれませんか、それだけです。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

やれる、やれないかで言いますと、可能性はあるというところで、月並みですが、調査研究をしたいということで、全国的に四、五町村ほど東北を中心に例はありましたのが事実ですね。

ただ、実態を言いますと、ドローンも市長の答弁のとおり、中山間地の可能性ということもありましたけれども、資料は出していませんけれども、昨年、今年にかけて、中山間地においてドローン防除の意向調査を踏まえて、受託での基幹防除は約100ヘクタールを超えております、今年は新たに立花が旧八女郡に入ってきておりますので。そういう形で、個々の農家の費用対効果はなくとも、そういう農業の持続性という意味では、スマート農業は事実山間地に入ってきておりますので。あと施設園芸を中心に環境制御とか、そういう生産履歴をデータ記録システム化して、いろんな栽培管理、また次世代の農家にマニュアル化しながらつないでいくと。そういういろんな考え方がありますので、ドローンについては、やはり中山間の今の規模で個々に機械を購入するということについては、やはりなかなかそういう意向は少ないと思っておりますけれども、やはり法人化を、中山間であっても集落営農が発展すればそういう組織もございますので、ドローンがもし普及する上での一つの弊害、そういう講習資格等の多額な費用というのがですね。

ですから、その辺は十分検討していくというところで、可能性はありますけれども、早急に要るということについては、まだそういう事情の中でドローンが活用されておるということを御紹介に代えさせていただきます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

市長にお願いいたします。今のところ研究、恐らく何年かかるか分かりませんけど、研究じゃなくて本当にそういうところがやれるんだったら、予算については市長部局ですので、

市長の英断をお願いいたします。答えは結構です。

次に何度か聞いておりますけれども、福岡県林業大学校、これは前市長のときもずっと聞いておりました。黒木町には以前、県立の林業試験場がございました。久留米に行きましたけれども、やっぱり本当にこれだけ八女市で山林を抱えて、隣の広川町等々まで入れれば随分な量です、福岡県ですね。やっぱりそういうところに本当に林業大学校というのを、やっぱりこれを市長自ら県あたりにお願いしていかないと、もう職員では無理だらうと思いますので、やってみませんか、いかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

この林業大学校の誘致については、林業大学校の誘致も含めてこの林業政策をこれから県の林業事業についても八女を中心に行ってもらうというところは、そこは私も思いを持っておりますし、県に対してしっかりと要望していきたいと思います。

既に答弁の中でも申し上げたとおり、今、八女農業高校のほうでも、こちらは県立ですけれども、こちらで今林業のほうが1つの科目として設置してもらっているように、県のほうもしっかりとこの八女を林業の拠点とするという意識は持ってもらっていると思いますので、林業大学校という形がいいのかはしっかりと県と議論をしたいと思いますが、いずれにせよ、この福岡県の林業施策を、実証にしても、実際の事業にしても、これから八女を中心としてしてもらえるような要望というものはしっかりと行っていきたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

ここに福岡県農業大学校の2026年要覧というのがあります。農業大学は現実にあるわけですよ。だから、この八女に林業大学校を、もうこれだけの山間部を抱えていますから、やはり市長に本当に動いていただいて、地元県議、あるいは有力な県議もおられますのでお願いされて、ぜひこの八女の地にお願いいたします。

次に、公立八女総合病院についてお聞きいたします。

必要性についてということで質問して、いろいろ答えはいただきました。私も以前、前市長のときからこの議会において聞いておりますけれども、公立八女総合病院は別の議会があると。広川町長とどういうお話をしましたかと。あるいは、西田市長とどういう話をしましたかと聞きますと、大事なことだから言えないということで言われました、今までですね。私も懇談会に星野を起点に広川、八女、旧八女、黒木に行きました。

そこで、久留米大学病院から来てある学長、あるいは常務理事とか、そういう方が言われるのは、公立八女総合病院が建て替わって、建物が新しくなって機材が新しくなれば、要するに緊急病院、急性期医療病院としては公立八女総合病院が残ると。

次に、筑後市民病院は回復期病院と。それは久留米医大はそう言うかもしれませんけれども、企業団を構成しておるのは広川町と八女市であります。市長が御存じかどうか知りませんけれども、ここに平成29年9月1日、広川町長渡邊元喜様より、公立八女総合病院企業団企業長平城守様に対して、29広住健第145号、平成29年9月1日、公文書で出ております。

「公立八女総合病院企業団病院事業及び介護老人保健施設事業の運営に伴う今後の広川町の考え方について」、「広川町において公立八女総合病院企業団の病院事業等の財政状況、また、医師確保等の諸課題、更には今後の展望等について十分に調査、検討した結果、将来にわたって、八女・筑後医療圏における医療提供体制を保持し住民福祉に寄与し続けるためには、早期の民間への譲渡が最も適切な選択であるとの結論に達しましたので、報告いたします。」という公文書が出ております。この公文書について市長は御存じでしょうか。

○市長（簗原悠太朗君）

今、御指摘いただいた文書については私も存じ上げております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

当然、今の広川の氷室町長、渡邊町長の後継者ということでなっておられます、こういう文書が出た上で、氷室町長との話はきっとできておりますでしょうか、お聞きします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今後の再整備計画の在り方、中身については、氷室町長も含め、全ての関係者の方々としっかりと議論できると私は認識しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

認識というのは結構ですけれども、実際は両者の話し合い、あるいは筑後市長も含めた話しになるでしょうからね。

市長が万博に行かれまして、9月4日の恐らく夜に帰ってこられたと思いますけれども、その日のNHKの午後6時からのニュースの中で「鞍手郡小竹町、町立病院を入院機能廃止」と。26年度中の民間移行を目指すというニュースが流れておりました。今年度の赤字が4億円近くに達する見通しであると。公立八女総合病院は、一昨年がたしか12億近く、昨年が16億近く、それは人口が違うから違うかもしれませんけれども、完全な赤字体質ですよね。病院ができたら医師を確保できると。先日の公立八女総合病院企業団主催の地域医療懇談会などの会場でも言われました。早く令和12年。令和12年になって医師が確保できても、今、医師が必要なんですよ、本当に。だから患者さんが逃げていると、失礼だけれども。それに対する市長どう思われますか、令和12年に病院ができたとしたら、できますという答えで

すけれども、今、医者が必要なんですよ。それについてはいかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今、医師が必要だというところの御意見については、私もそこは同じ思いを持っておるところでございます。当然、仮に今の再整備計画どおりに進めたとして、当然この件数が実際に完了するのは令和12年ですとか、その辺り、もう今から早くても四、五年後というところになるわけですけれども、当然、それまでの間に一定の経営の改善が図られる、そのためには医師の確保が一番最優先事項になるわけですけれども、今の建替えをやるとしても、今の病院の時点で一定の医師の確保、その結果としての経営の改善が行われないことには、その見通しがはっきりしないことには再整備計画も前に進められないとは私自身も考えておるところです。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

2025年8月31日の西日本新聞に「筑後市立病院 赤字が317,550千円（純損失）」「赤字は2期連続」という記事が出ました。

赤字と赤字が一緒になっても黒字にはなりませんよね、普通、算数で考えれば。やっぱりそこら辺なんですよね。本当に令和12年にできたとしても、それだけ医師の確保ができる、仮に公立八女総合病院ができたとしても、言っちゃいかんけれども、患者さんがどれだけその間に逃げるかですよ。逃げた患者は戻ってきませんよ。あの中でもいろいろな意見がありました。あってもらわにや困ると。極端に言えば売ってもいいじゃないかという意見も出ました。いろいろな意見でしょう。それはちゃんとした医師がいて診てもらえる、それが前提なら行くわけですよね。

言っちゃいけませんけれども、公立八女総合病院で優秀なお医者さんは、民間にここ何年かで随分開業されております。やっぱりそういうところですね。本当に田中企業長も一生懸命、平城企業長も一生懸命やられたと思いますけれども、現実問題として患者は減っている。医者は確保できない。あと5年も続いたらどれだけの患者さんがよそに行くかですよ。筑後の市議ともお話をしました。こういうふうで公立八女総合病院が説明会、懇談会をして、要するに公立八女総合病院が建て替わったら、そこを急性期医療の病院と。筑後市民病院は回復期病院と。それは久留米医大がはっきりそう言っております。一切そういう話合いはあっていないそうです。

市長はトップでしょうけれども、向こうは市民病院ですので、当然議会の承認が必要だろうと思います。やはりもう少し、もう前の市長のことを言っても一緒ですけれども、もう少し、ある程度の情報は公開されてしていただかないと、向こうは議会が別にあるからと。私

はほとんど傍聴に行っております、2回ほど休みましたけれども。ところが、発言はできません、傍聴人ですから。やはりそこら辺を、医師の確保が本当にできると市長はお考えでしょうか、最後にお聞きします。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

医師の確保ができるのかという御質問に対しては、私はできる、むしろ、それなしには今後の公立八女総合病院の再建はないと思っております。何よりこの医師の確保というのが一番最優先事項だと、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

そのときに、今、市議のほうから、筑後市立病院も赤字で、赤字と赤字の病院が一緒になつても、そこは足し算の原理で赤字にしかならないんだろうといったような御指摘ございましたが、私はその御指摘は当たらないと考えております。

今のこの公立八女総合病院のほうの話でございます。これは筑後市立病院も共通するところが多くありますけれども、赤字の要因様々ございます。それは、例えば物価高だったり、いろんな国の医療制度自体の問題もございますけれども、やはり筑後地区の医療圏ということを考えたときに、今まで両方の病院が赤字になってしまった要因の一つは、ある意味、医師を取り合ってしまった、久留米大学からもう早くから両病院に医師を派遣し続けるのは難しいというメッセージを発せられたにもかかわらず、そこが統合までいかなくとも、機能分化に向けた前向きな議論ができなかつたために、両方とも医師が一定程度引き上げられ、その結果、医師の取り合い、またその結果としての患者の取り合いという、それがある意味お互に潰し合って両病院が赤字になってしまったという分析は個人的にしているところでございます。

そういう中で、もちろん、ではそこで一定の機能分化ですとか、統合したからといって絶対に医師が確保できる、その結果、黒字になるというその保障はまだ現時点ではできぬわけですけれども、いずれにせよ、筑後市立病院も含めた今後の筑後医療圏全体の議論なしには、両病院とも経営が改善すること、私は市長という立場ですので、公立八女総合病院を主眼に置くと、少なくとも公立八女総合病院については、今後、経営が改善するということは期待できないと思いますので、公立八女総合病院企業団の構成団体である広川町はもちろん、筑後市立病院、その構成、その管理をする筑後市とも引き続きしっかり議論を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

仮の話はあんまりしないほうがいいかもしれませんけれども、前町長が前企業長に対して公文書で出しておられます中に、「早期に民間への譲渡が最も適切な選択である」と書いて

あります。もし、広川町長との話合いで広川が脱退しますよ——仮にですよ、仮の話はしちゃいかんかもしれんけれども、もうここまで来たら仮の話で、もしそうなったときには、八女市民病院、仮称ですよ、されますか、それは。いかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

冒頭の答弁で申し上げたとおり、まず何より今後の再整備の議論については、公立八女総合病院企業団の構成自治体である広川町と一緒に足並みをそろえてしっかり議論していくことが最優先だと。その前提の下で、仮に広川町が抜けてしまった場合といったような、やはり仮の話はかなり大きな、皆様の誤解だったり、不安を一層招くことになると思いますので、仮にそうなってしまった場合には、当然、その後、病院をどうするのか。場合によってはもちろん民間としてというのも選択肢の一つだと思いますし、当然広川町が仮に脱退するとなってしまった場合には、当然その後の病院の在り方というのは、ある意味ゼロベースで議論するところだと思いますので、ここで何か一定の方向性を示すべきではないと思います。

繰り返しになりますが、しっかりこれまで公立八女総合病院を共に構成自治体として運営してきた氷室町長をトップとして、広川町の皆さんとは引き続きしっかり議論を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

広川町も後継者ではありますけれども、若い氷室町長、こちらも若い簗原市長ですので、お二人で本当に真剣に話し合っていただいて、私も誰もこの地域に救急医療がなくなっているということはずっと前から言っておりません。必要だけれども、あれだけの赤字が毎年毎年増えていくような、そんな病院なら、失礼だけれども、なくてもいいんじゃないかなということがあります。やっぱり努力の結果が数字ですよね。それが見えないわけですよ、どんどん増えていって。やっています、やっていますと。口だけではやっていますと言われても数字で見らんと分からんからですね。

ぜひ若い町長と若い市長でしっかり話をさせていただいて、市民、あるいは町民の理解を得るようによろしくお願い申し上げます。

次に、行政機構改革、黒木支所の存続期間ということで5年2か月、この合併からの移行期における役割の完了ということで、「合併から5年が経過し、黒木総合支所が果たしてきた調整機能は一定の成果を上げ、役割が」、この一定の成果とは何をもって一定の成果というのでしょうか、お聞きします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

八女市が合併をいたしまして、立花町のほうはどうしても八女西部と属している部分がございました。

八女東部として、黒木町、上陽町、矢部村、星野村という4地区が、大体合併前からも4地区が一緒になってやっていた部分がございました。それが平成22年2月に合併をするということになって、その合併をするという八女西部と東部が合併するということで、調整を黒木総合支所でやっていたという経過がございます。

合併後もすぐに一本化になるのはなかなか難しい部分もございましたので、5年間をかけて合併がきちんとうまく回っていくように、黒木総合支所が存続していたということで認識をいたしております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

亡くなられた人のことを言ってもどうしようもありませんが、中園副市長、この方とお話をしました。何で総合支所を格下げしたのかと。5年間総合支所をさせてみたと。総合支所の役目を果たさなかつたと。もうそれに対して答弁する人がおりませんけど、はつきり聞きました。

黒木は本来、合併には反対だったそうです。星野は最後まで反対だったそうです。そのときに、その当時の町長と市長が話し合って、副市長を1人黒木総合支所に置くと。予算も独自予算を置くという話合いの結果、そのときの議長に対して合併で言ってくれと、議会も。それをはつきりその当時の議長が言わされました。確かにあそこは2階に上がると副市長室があります、今は分かりませんけど、札が下がっておりました。

ところが、副市長は本庁のほうに2人。独自予算もない。できるわけないとですよ。やらせてみたけれども、やれなかつたんじやなくて、言葉は悪いですけれども、がんじがらめにして、やってみると、やれんとですよ。そういう約束があったように聞いておりますが、それについては御存じですか。いかがですか。聞いていないなら聞いていないで結構です。

○人事課長（古村和弘君）

大変申し訳ございませんが、そちらについては認識をいたしておりません。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

そして、執行部からの資料中、総合支所を支所とした理由の中に、(2)として、「迅速で効率的な組織体制の構築」、「本庁と各支所が直接連絡・調整を行うことで、行政サービスの提供を迅速化し、住民に対する利便性を向上させることを目指すため。」となっている。面積が小さなところならそれでもできると思うんですよ。北九州に次ぐようなこういう面積で、黒木町は以前は福岡県で一番広い町だったと思います。

市長にお聞きしますけれども、本当にこれだけの大きな面積、人口は西と東で大分違いますけれども、やっぱりこれだけの大きな面積を本庁だけで全部取り仕切ることはできると思いませんか、いかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

私は今、市議から御指摘いただいたとおり、面積が非常に広いこの八女市でございますので、例えば、災害時の対応を含めて、有事の対応等を考えると、やはり本庁で全てをするのは難しい、支所機能はしっかりと残していくかといけないという考え方でございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

次に、合併前と現在の職員数ということで、黒木支所、合併前は115人、現在61人、53%、立花支所、合併前89人、現在30人、34%、上陽支所59人、現在20人、34%、矢部支所38人、17名、45%、星野支所56名、21人、38%、この黒木支所の61人の中には第二整備室も入っていますか。

○人事課長（古村和弘君）

第二整備室の22名と、八女東部の健康づくり室の7名が含まれております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

組織図を見ますと、建設課の中に第二がありますね。人数的には確かに黒木支所にあるけれども、組織図だけ見るとちょっとこっちのほうに入っていますので。

私は、立花以外の東部は、仕事で昭和50年からずっと回っております。元気のよかったです町、村、役場を全部知っています。今の元気のなさ、言ってみれば、がらんとしてですね。分かりますか、それは。課長は上陽町におられましたので、元気よかったですよね。建設課だけでも10人近くおったでしょう。今は2人ですよ。それは、災害のときは第二整備室と一緒にされるからいいけれども、ふだんその2人である上陽町は回れんんですよ。恐らく地元の方からどこに来てくれと言われても、恐らく分からんだろうと思います。やっぱり必要なところには本当に置かないと、本庁だけ人数が多いとは言いませんが、本庁は本当におられます、人間は。やはりそこら辺ですよね、本当に。

機構改革を考えてあるようですけれども、市長そこら辺も考えた上で、本当に市長は回られたと思いますけれども、支所を。職員から意見が出ますか。そういうような、いや、足らんですよ、これじゃ無理ですよと。出ないでしょう、遠慮しどとですよ、やっぱり。長に対して職員が言えるかどうかという問題ですよ。組織の問題、それについてはいかがですか。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

私の政治スタンスとして、これはもう職員はもちろん、全ての市民の皆様とざくばらんに会話できる、会いに行ける、会いに行く市長というのを自分でも言っておりますが、そこは職員との関係においても常に意識をしておりまして、実際に移動市長室で各支所を回らせていただきましたけれども、そのときに実際に支所で働く職員から人数が足りていない、例えば、1人で本庁で言うと7か8課分の仕事をしないといけないですかとか、また、係の人数が少ないので、どうしても休み等が本庁に比べると取りづらいといった、そういう率直な意見も聞いてきたところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

それが率直な意見かどうか分かりませんけれども、休みはちゃんと取っておられますよ。行きますので、分かります。職員はそういう形でちゃんと休みは取っておられます。ただ、本当にそういうときに、やっぱりどんなにA Iとかが進んでも、仕事をするのは、現場に行くのは人間ですよ。そこに住んである方の意見を聞いて、ほんなことですねと言ってもらうだけで安心されるわけですよ、その方は。ロボットが行くわけにはいかんけんですね。

やっぱりそこにきを考えれば、ある程度、本庁が多過ぎとは言いませんけれども、もう少し東部のほうに、そして、言うちゃいかんけれども、やっぱり総合支所にもう一遍格上げをして、黒木の方たちはほとんど——黒木というか、東部の方たちは名ばかり課長でしょう、肩書は課長ですけれども。そこにきも考えてあげないと、本当に幾つもの、本所でならこの課でいいとを幾つもせやんわけですよ。最終的には、決算は本庁ですと。そしたら、その市民の方はもう行きませんよ、支所には。もう本庁に行ったっちゃよかと。20分、30分あれば、矢部からはちょっと遠かけんで、1時間近くなるかもしれませんけれども、その場で結論が出ればもう本庁に自分が行ったがよかと。そうなったらいよいよ支所には行かれんわけですね。

だから、黒木なら黒木で、ここで完結できますよという組織をもう一遍本当に市民のことを考える、あるいは東部の2町2村のことを考えるなら、そういうところが必要だと思って言っております。そういういろいろな機構改革には物が言えないかもしれませんけど、議員は人事には物は言えません。ただ、機構改革にはやっぱり東部の方の意見、あるいは東部で仕事をして回っていますから、私は元気のいいあの時代の2町2村の役所を知っております。今の元気のなさ、やはりそれを本当に真剣に考えていただかないと、何か向こうに行くと飛ばされたと。失礼だけれども、職員がそういう気持ちにならないように、人数は少ないけれども、その住民の方に一生懸命俺たちは仕事するんだという気持ちにさせていただくような組織にしてください、八女市を。お願ひいたします。

次に、教育問題でお聞きをいたします。

給食無償化というのはちょっと聞かれましたので、ただ給食無償化の場合に、99.5%がもう納付されておると。0.05%というのは、人数にして何人ですか、金額でどれだけでしょうか、お聞きします。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

令和6年度における給食費の未納の状況につきましては3件で、金額につきましては40千円となっております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

無償化した場合の年間予算、今、補助はやってありますけど、年間全て無償にした場合は、年間予算は幾らぐらいですか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

完全無償化した場合におきます試算でございますけど、令和7年度で試算いたしましたと約253,000千円となっておるところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

福岡県内給食費無償化の状況ということで、令和7年9月現在、16自治体、福岡市、大野城市、田川市、宮若市、芦屋町、小竹町、香春町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村、赤村の16自治体、以前も前市長にもお聞きしましたけれども、今言われた250,000千円というのが高いんでしょうか、安いんでしょうか。八女市は決算では黒字ですよね。額は言いませんけど、まだ決算があれですから。高いと思われますか、どう思われますか、市長として。250,000千円というのは。

○市長（蓑原悠太朗君）

お答え申し上げます。

高いか低いかというところで、何を基準として答えるかというところで、非常に難しいところではあるんですが、財政規模が四百数十億の八女市にとって、この2億数千万円というのは非常に大きい金額だとは思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

四百数十億の予算ですけれども、ほとんどが自主財源比率は恐らく30%以下ですよ。それから言えば、高いと思われるかもしれませんけれども、やっぱり将来の子どもたち、本当に

必要なところに必要な予算をということを考えると、前の市長が言われておった、これは本来国がするべきだと。それは国がするべきでしょう。教科書も無償化していますから、給食も無償化すべきでしょうねけれども、選挙前に言われたけれども、なかなかやられません。

やはり福岡市みたいに財政が豊かであるとやりやすいかもしれんけれども、やっぱり将来のこの八女市を担っていく子どもたちのためには、本当に来年からでも無償化するべきだろうと思いますので、あとはお考えは市長にお任せをいたします。

次に、次年度新入生に対して、ランドリュックを市で無償提供できないかと。これは十数年前に同僚議員の方が、そのときはランドセルを無償化で新入学時にということで質問されましたけど、私はランドリュックのほうで聞きます。

ここに資料を頂いておりますが、山梨県韮崎市他9自治体、これはモンベル製、これはよくキャンプとかで出るメーカーです。これが約18千円。仮に、これが次年度ということで聞きましたけれども、次年度恐らくもう買われてある保護者の方、あるいはもうじいちゃん、ばあちゃんが来年うちの孫が新入生じゃっけんていうて、もう用意してあると思いますので、次々年度に仮に新入生全部にこの18千円をしたらどのぐらいの予算になりますか。

○学校教育課長（高巣雅彦君）

お答えいたします。

次々年度でございますので、令和9年4月の入学予定者は、現在の住民基本台帳人口を参考といたしますと401名となっておるところでございます。

今、議員御指摘いただきましたランドリュックの定価18千円を乗じますと約7,200千円となるところでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

教育長にお聞きします。確かに保護者、あるいは祖父母としては、孫なりが行けばランドセルを買ってあげたいという気持ちにはなられるかも。もう今、ランドセルが高いんですね。ちょっと高額なものでは100千円ですよ。やっぱり100千円もするならちょっとと思いまして、こういうことができるかできないか。検討というと、私は行政用語は検討はやらないということと思っておりますので、研究できますか。いかがですか、教育長。

○教育長（城後慎一君）

お答えいたします。

これは次々年度にできるかできないかということでおろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次々年度につきましても、これだけ多様化が進んでいる時代ですので、ランドリュックは児童の通学における1つのアイテムといいますか、選択肢の1つとしてあるのかなと考えま

す。

いずれにしましても、答弁で申し上げましたけれども、本市では入学祝い金を支給しておりますので、学用品入学に係る必要品につきましては、それぞれその中でも選択していただくのがいいのかなと思っております。

○14番（牛島孝之君）

若干教育長と違いますので、そういう新入の援助の一環として、差別という言葉は使いたくないですけれども、やっぱり聞きましたら八幡小学校でも以前やられたそうです。ただ、今は2割ほどはランドセルと。強制じゃなくてですね、それはできているそうですけれども、それはそれでいいと思うんですよね。やっぱりそこら辺はもう非常に収入が上がって、時給が1千円以上とか、あるいは初任給が300千円、330千円とか言いますけれども、それはごく一部ですよ。本当に厳しい家庭もあるんですね。だから、給食も無償化しましょう、あるいはランドセルじゃなくて、ランドリュックを市で買ったらどうですかと。それでもランドセルをされる方は、それはやられていいと思うんですよ、自由ですから。やっぱりそこら辺は、予算的なものは市長部局でしょうから、しっかり教育長と話していただいて、次年度はもう買ってあると思いますので、次々年度ぐらいにそういう考え方を、それでも親御さんなり、祖父母の方がもうランドセルは買うてやると。初めての入学やけんと。それについてはもうそれでいいと思うんですよね、独自で。そこまで駄目ですよと言うつもりはございませんので、それはそれで結構です。

次に、学校体育館にエアコンをということで、これももう無理だろうとは思います、予算的なもので。ただ、首相が熱中症対策強化指示ということで言われましたので、新聞記事にも載っておりますので聞いておりますけれども、なかなかあれだけの体育館を冷やそうと思えば、小さなクーラーじゃない、ある程度金額も張ると思いますので。ただ、これは体育館にエアコンというのは当然避難所になるからですよね。冬場はいいかもしけんけれども、夏場のあの暑いときの体育館の中に、多くの人が入ってくるというといかんけれども、やっぱり避難して、本当にきつかろうと思います。やはりこれは本当に考えるべきだろうと。本当はこれは国がすべきですよね。市町村がすべきじゃなくてと思いますので、これについては回答は結構です。

次に、デジタル教育、同僚議員も聞かれましたけれども、読売新聞がずっと「再考 デジタル教育」と、恐らく新聞記事は読まれておりますけれども、3回にわたって上、中、下ということでやりました。「紙と鉛筆 深まる学び」ということで広がる懸念、懸念というのは本当にデジタルだけでいいのかと。

今度、中教審がどうもやっておるようですがけれども、9月5日金曜日、読売新聞、「デジタル 正式教科書に 中教審素案 使用学年など指針」ということになっております。

「審議まとめ素案のポイント」、「デジタルを正式な教科書と位置付け、検定や無償配付、使用義務などの対象とする」、「紙、完全デジタルに加え、紙とデジタルを組み合わせた「ハイブリッド」教科書も認める」と。認めるというのは、本来もうデジタル教科書ですよということですね。あえて例外として認めると。これについてはどう思われますか。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

どう思われますかということですが、時代的にデジタル化が進んでいる中ですので、ハイブリッドが認められるというのは時代の流れなのかなと思っております。

○14番（牛島孝之君）

同僚議員も1番に聞かれました。要するに、不登校、あるいはなかなか学校に来れない、そういう子どもたちには、やっぱりデジタルしかないのかなと。1人で教科書で勉強しなさいと言っても、1人で読むだけではこれは勉強にならんだろうから、そういうのが必要だと思うんですよ。

今日の読売新聞、「デジタル教科書 利用拡大で学力は高まるのか」、「文部科学省の中央教育審議会の作業部会は、デジタル教科書の活用に関する最終まとめの素案を公表した。現在は「代替教材」とされるデジタル教科書を正式な教科書に位置づけ、国の検定や授業での使用を義務づける内容だ。」と。この義務づけるというのが困るんですよ。

その次にこう書いてあります。「スウェーデンやフィンランドでは、学力低下などを理由に、デジタルから紙への回帰が進んでいる。日本はこうした潮流に背くかのように、デジタル教科書の利用を拡大させようとしている。」、私は誰もデジタルは否定はしておりません。今の世の中必要でしょう。文部科学省がやったことで子どものためになったことは何もないですね。ゆとり教育ということでやられましたけれども、また元に戻りましたよね。

やっぱり中央の官庁の文部科学省に入られるような優秀な方なら、自分はできたから、ほかの人もできるだろうと。トップランクですよ。市長もそうですけど。そういう方が考えるのと、本当に私たちみたいな庶民の考えは違うんですよ、私は庶民の一人ですから。中央に行かれない優秀な方が優秀な成績で行かれて、これはやってみたらできるだろう、自分もできたから、その方はできるはずですよ。優秀な方、選ばれたような方です。私たちはできません。

そういう人間全ての一人一人の個性を生かすような教育、デジタルだけでいいのか。今後こういうのが恐らく文部科学省から言ってくるだろうと思いますけれども、それについて、文部科学省に意見は言えるんですか。いかがですか。

○教育長（城後慎一君）

私個人が文部科学省に言っても、どのくらい聞いてくれるか分かりませんけれども、全国

の都市教育長会等でも意見をまとめて上げることはございます。

先ほどゆとりについても言及がありましたけれども、全てが文部科学省の言っていることが、違うときもありますし、うまくいかないときも、うまくいくときもあると私も思っております。

ゆとりに関しましては、マスコミの報道等によって本質がゆがめられたという側面もございますので、文部科学省の手先ではございませんけれども、一応そういう側面もあるということをお伝えしておきたいと思います。

私はそもそも学校というのは集団……（「教育長、もうよかです。ちょっと聞かやんことがもういっちょあった」と呼ぶ者あり）すみません、もっとしゃべりたかったんですけど。

○14番（牛島孝之君）

すみません、大事なやつば聞いてなかった。セカンドジョブ、非常に何かいいことのように新聞には書いてある。府内副業制度導入と。私はセカンドジョブが分かりません、意味が。80%自分の仕事をして、勉強しとったから、別の課でそっちのほうも応援できると。

私は持ち場があったら、そこで100%、120%の力を出し、その課で一生懸命して、時間内はそれでいて、時間が余ればそれは集まって、今からこの八女市をどうしようか、それは必要だと思います。何かセカンドジョブという言葉がひとり歩きしています。それについて一言。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

今回実施したセカンドジョブ制度につきましては、まさに今回の議会の中でも様々な議員の皆様から御指摘いただいているとおり、今もう縦割りでは対応できない。それは例えば今日の午前中に御指摘いただいた空き家もそうですし、昨日御指摘いただいた太陽光パネルへの対応、いろんなものがもう一つの部署だけでは対応できない。そのときに、どこか無理やり一つの部署を主担当として、当然責任を明確化することは必要ですけれども、そのときに自分の、ある意味与えられたことしかしないという仕事のやり方では、もうこれから市役所に求められる役割がより多様化している中では対応できないという問題意識の下で始めたものでございます。

そういう中で、今、議員から御指摘いただいたとおり、セカンドジョブという、副業という名前がひとり歩きして、何か例えば本当に小遣い稼ぎをしているんじゃないとか、そういった誤解が一部で生まれているというのを私も実際耳にしているところでございますので、ちょっと今日は時間が限られますので、ここで終わらせますが、しっかりセカンドジョブ制度の意義だったり、目的、どうやって市民の皆様の役に立つかというのはしっかりとこれから丁寧に御説明してまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

私はセカンドジョブには納得しておりませんので、最後に一言申し上げます。

以上です。終わります。

○議長（橋本正敏君）

牛島議員に申し上げます。まだ質問されていないものがありますけれども、よろしいですか。（「時間ないです。時間を延ばしてもらうならよかですよ」と呼ぶ者あり）次回からは配分を考えてよろしくお願ひいたします。

14番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後3時54分 延会